第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

担当部署	対策の概要			
■ 各部局	□ 防災教育・防災知識の普及			
■ 教育委員会	□ 防災教育・防災知識の普及			
■ 防災関係機関	□ 各学校			

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心がけが重要であるとともに、お互いに助け合うという共助の意識と行動が大切である。市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、自主防災組織等住民主体の防災活動、市及び防災関係機関による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものであることから、これらの取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚とその実践を促進する「市民運動」を展開していく。

このため、男鹿市、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、関係職員に防災教育を実施するとともに、住民に対して防災知識の普及啓発に努める。

第2 被災者及び被災者支援に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識 の説明にとどまるものが多いが、最も重要な知識は、被災者及び被災者支援に関する知識 である。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害から自らを守るために必要な安全な場所への避難や災害時に おける一連行動をとるために支援を必要とする方々である。避難行動要支援者には高齢者 を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要 である。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。このため、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 避難者のプライバシー

災害時の避難所の多くは学校の体育館や公民館が充てられ、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。このため、プライバシーの保護に関する施策を早期に策定し、これを住民への知識として根付かせるための啓発活動に努める。

第3 防災関係職員に対する防災教育

1 防災関係職員の責務・資質の育成

防災業務に従事する防災関係職員は、災害の発生時において計画実行上の主体となって活動しなければならず、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるため、これらの知識及び能力を養成・習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などを計画的に実施し今後更なる資質の向上に努める。

- 2 実施項目
- (1) 災害現場での実体験
 - ア 被災地視察・現地調査
 - イ 災害ボランティア活動への積極的な参加
 - ウ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成
- (2) 防災訓練への参加、検証能力の養成
- (3) 図上訓練への参加と検証能力の養成
- (4) 防災に関する基礎知識の養成
 - ア 男鹿市地域防災計画の運用に関する事例と課題
 - イ 防災関係法令の運用に関する事例と課題
 - ウ 地域における災害の特徴と災害史
 - エ 防災一般に関する講習会・研修会等の開催
 - オ その他必要事項
- (5) 各種災害対応マニュアルの整備

迅速かつ効果的な災害対応を実施するため、災害対応マニュアル等の充実を図り、職員の動員配備、災害対応や住民の避難誘導、情報伝達に係る行動ルール等について、別途定める。

(6) 災害時の職員配備計画の確認

災害時の職員の動員に備え、毎年、各所属において「災害対応マニュアル」に基づき、 災害を想定した職員配備計画を確認し、各職員に徹底する。

(7) 職員の防災・危機管理研修

防災担当職員及び新規採用や新任役職者などを対象に災害時の初動対応について、各種マニュアルの習熟、防災・危機管理研修等を計画、実施する。

第4 住民に対する防災知識の普及

1 現況

災害の防止及び被害を軽減するため、「県民防災の日」(5月26日)、「防災の日」(9月1日)等を中心に市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災知識の普及を図っていく。

2 実施の時期

	時期	内容
(1)	4月1日~5月31日	山火事予防運動
(2)	4月第1日曜日~1週間	春季火災予防運動
(3)	5月1日~5月31日	水防月間
(4)	5月20日~5月26日	県民防災意識高揚強調月間
(5)	5月26日	県民防災の日
(6)	6月~9月	風水害防止に関する啓発
(7)	6月1日~6月30日	土砂災害防止月間
(8)	6月1日~6月7日	がけ崩れ防災週間
(9)	6月第2日曜日~1週間	危険物安全週間
(10)	7月1日	国民安全の日
(11)	7月1日~8月31日	水難事故防止強調月間
(12)	8月30日~9月5日	防災週間
(13)	9月1日	防災の日
(14)	9月9日	救急の日
(15)	11月第1日曜日~1週間	秋季火災予防運動
(16)	11月5日	津波防災の日
(17)	11月9日	119番の日
(18)	12月~3月	雪害防止に関する啓発
(19)	12月1日~12月7日	雪害防災週間
(20)	1月17日	防災とボランティアの日
(21)	1月15日~1月21日	防災ボランティア週間

3 対策

- (1) 普及の方法
 - ア 市広報、印刷物 (チラシ、パンフレット、ポスター)、防災行政無線、広報車、機関 誌等による普及
 - イ テレビ、ラジオ、インターネットによる普及
 - ウ 映画、スライド等映像媒体、講演会等による普及
 - エ 図画、作文等による普及
 - オ 立看板等による普及
- (2) 普及すべき内容
 - ア 防災に関する一般知識
 - イ 自主防災組織と活動状況
 - ウ 男鹿市地域防災計画の概要
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 災害情報等の聴取方法
 - (イ) 停電時の備え
 - (ウ) 避難の方法、場所、時期等の徹底
 - (エ)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(マスク、消毒液、

救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等) の準備及び貴重品の持ち出し

- (オ) 災害時における連絡方法(災害伝言ダイヤル171等)や、災害の態様に応じて 取るべき手段、方法等
- (カ) 災害危険箇所の位置、種類
- (キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (3) 防災訓練への参加促進

市は、沿岸部住民や危険箇所に立地する世帯に対し、防災訓練や防災講演会への積極的な参加促進を図る。

(4) リスクコミュニケーション

市は、洪水氾濫等による危険性、その他、予測の不確実性を踏まえ、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を市民等が取ることができるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家等を活用した防災教育などを通じて市民の危機回避能力の向上に努める。

(5) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。

市民へ津波・洪水等の氾濫時のシミュレーション結果などを示し、津波・洪水等の危険性を周知するなど普及・啓発に努める。

(6) 各種ハザードマップ等の作成と見直し

市は、津波、洪水等によって被災が予想される地域について、避難行動に役立てるため、ハザードマップ等を作成するなど情報提供に努めるとともに、計画的な見直しを行い、市民等に対し周知を図る。

また、市は住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援する。

第5 教育機関における防災教育

1 現況

各学校における防災教育は計画的に実施されており、特に予防措置、避難方法等については、児童・生徒の発達段階や地域の実情などを考慮した指導により、その徹底に努めている。

2 防災教育の強化・訓練

(1) 学校防災体制の見直し

校長等施設管理者は、危機管理マニュアル・学校安全計画等による災害時における幼児、児童、生徒の避難、誘導計画等を作成、又は見直しを行い、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各学校等は、校内研修会等を通じ災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

(2) 防災教育の充実

ア 防災知識の指導は、教育課程に位置づけて実施する。

特に、避難訓練・消防訓練・野外活動時における不測の事態に備えた対処方法など の事前指導の徹底に努める。

イ 社会活動として、防災訓練の実施又は参加や防災施設等の見学を取り入れ、災害時 における防災活動、避難行動などに関する知識の習得に努める。

ウ 教職員に対する教育

教職員の安全確保・防災対応力向上のため、学校等の施設管理者への防災教育を計画的に実施し、出火防止・初期消火・避難等災害時における判断力、指導力、並びに 実践力の向上に努める。また、緊急時に対処するための自衛消防・防災体制を強化する。

(3) 防災訓練の実施

- ア 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全教職員の共通理解と児童、生徒の 自主的活動を取り入れ実施する。
- イ 防災訓練は、学校種別規模等の実情に応じて毎年1回以上実施する。
- ウ 防災訓練を検証・反省し、実施計画を修正する。見直しに反映させる。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、器具、用具等定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを実施する。特に、ガス等露出配管部分については、安全点検項目の見直しを実施し、老朽化の把握に努める。

(5) 連絡通信組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急時連絡網等を整備する。 また、警備会社に警備委託している場合は当該警備会社と連絡網を確立する。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対しては、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努める。

1 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を行い、査察結果に応じた施設の改修、又は、維持管理の見直しなどを指導し、これを災害発生時における対処要領等の徹底に反映させる。

- 2 講習会、研修会等の実施
- (1) 防火管理者に対しては、講習会、研修会、連絡会等を通じてその職責を自覚させる。
- (2) 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を 向上させる。指導内容は、主として事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応 事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制とする。
- 3 防災に関する指導書、パンフレット等を作成し配布する。

4 業務継続性の確保

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害発生時の応急活動等を実施する一方で、優先度の高い通常業務を継続するため、必要な人員や資機材等の体制を確保し、事後の対応強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の整備を進め、業務継続性の確保に努める。

第7 防災に関する意識調査

市民の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。これらの調査はこれまで多くの研究機関で実施している。

市民の防災意識調査は、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適時実施する。

第2節 自主防災組織等の育成計画

担当部署	対策の概要			
■ 総務企画部	□ 自主防災組織の育成			
■ 防災関係機関	□ 事業所の自衛防災組織の育成			

第1 計画の方針

災害時における防災活動は、国、地方公共団体、公共的団体等防災関係機関相互の連携と地域住民の理解と協力が重要である。住民の隣保互助の精神に基づく地域の実情に応じた自主防災組織の育成と、事業所等の自衛消防組織等の充実を図る。

このため、市は県と協力し、災害時における防災活動は地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、住民が自主的に考える多様な機会等を設け、研修会や訓練等の機会を通じ防災意識の高揚を図り自主防災組織の結成促進に努める。

また、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図り研修会等を実施するなど、あ らゆる機会を捉えた啓発活動が必要である。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 現況

本市においては、町内会、火災予防組合及びその他の団体、組合等を活用した自発的な自主防災組織の更なる充実に努める必要がある。

資料編 1章-2節-1「自主防災組織編成表」

2 対策

(1) 組織づくり

- ア 町内会、町内会等の自治組織に防災に関する活動を組み入れる。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織を、その活動の充実強化を図ることによって自 主防災組織として育成する。
- ウ 地区振興会、町内連合会、町内会、市民憲章実践団体、婦人団体、青年団体、PTA 等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

- エ 少年消防クラブ等の活動を助長させ、将来の自主防災組織活動の素地を育成する。
- オ 市は、関係機関と連携して、自主防災組織などに対し、自主防災アドバイザーを派 遣し、活動活性化に向けた指導・助言などを実施する。
- カ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

(2)活動の活性化

- ア 県・消防機関等との協力によるリーダーの育成、研修会等を通じ、防災意識の高揚 を図る。
- イ 自主防災組織が行う主な活動は次のとおりとする。

(ア) 平常時

- a 情報の収集伝達体制の確立
- b 火気使用設備及び器具等の点検
- c 防災用資機材等の備蓄及び管理
- d 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- e 地域の避難行動要支援者の把握

(イ) 災害発生時

- a 初期消火の実施
- b 被害状況等の収集、報告、命令指示等の伝達
- c 救出救護の実施及び協力
- d 避難誘導の実施
- e 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

(3)消防団員・退職者との連携

消防団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の活動に関する豊富な 実践経験であり、訓練等を通して連携体制の構築に努める。

(4) 市民の地域防災への取組

大規模災害時には、被害の大きさは市民の心構えによって大きく異なることから、発 災直後の自助・共助の重要性を再認識し、自ら災害に備えるための手段を講ずるととも に、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組に より地域への防災に寄与するように努めなければならない。

第3 事業所の自衛防災組織等

1 現況

危険物取扱事業所には、それぞれの自衛防災組織等が組織されており、また、LPガス 保安協会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに自主保安体制が確立されている。

2 対策

- (1) 特定事業所に対しては、自衛防災組織の充実強化を図る。
- (2) ガス取扱事業所に対しては、協会等を通じ自主防災体制の充実強化を図る。
- (3) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対しては、実情に即した防災計画の作成について指導助言する。
- (4) 防火管理者、危険物取扱者、防災上責任を有する者に対しては、講習会等の実施により資質の向上を図る。
- (5) 各事業所に対し計画的に査察を行い、現場に即した指導を行う。

第3節 防災訓練計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	□ 防災訓練の参加促進、防災訓練の実施
■ 防災関係機関	□ 消防本部

第1 計画の方針

防災訓練は、風水害や火災等の災害に備え市及び各防災関係機関、住民等が取るべき行動を想定し、予警報の伝達、災害防除、避難、誘導、救護、救助等の実践かつ総合的な訓練を実施することにより、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の緊密化、さらには防災機関を始め、自主防災組織及び地域住民、NPO・ボランティア等との連携強化を図り、有事即応の体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

第2 現況

市及び各防災関係機関は、男鹿市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画に基づいて 各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上を図っている。また、 地域住民も避難及び避難誘導、初期消火、炊き出しなど実践に即した防災訓練に参加して おり、防災思想の普及、啓発の上からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

第3 訓練の区分

1 図上訓練

各種災害を想定し、その災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策等の実員 を使って訓練を行うことができなかった場合、又は、情報の受理・伝達、指揮能力を養成 する訓練等を行う場合に実施する。

2 実践訓練

実際の災害を想定して、総合的、又は個別的に実施する。

(1) 総合訓練(全体)

災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体、NPO・ボランティア等、地域住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施する。

(2) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を想定して、訓練を実

施する。

第4 訓練の種別

1 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設及び通信連絡手段を最大限に活用 し、総合的な通信訓練を実施する。

- 2 災害防御訓練
- (1)消防訓練
- (2) 水防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 水難救助訓練
- (5) 特殊災害防御訓練(列車事故、トンネル災害、危険物の大爆発事故、大規模停電等)
- (6) 必要資材の応急手配訓練
- (7) その他
- 3 応急復旧訓練
- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急処置
- (5) 石油類等の流出防止等応急復旧
- (6) その他
- 4 避難所開設及び運営訓練

大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日、夜間・休日等様々な 条件を想定し、各避難所や企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した防災訓練を定 期的に実施する。併せて、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、 訓練の評価や改善を考慮して行う。

また、訓練において、特定の活動に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

第5 市の総合防災訓練の実施

1 現況

5月26日(県民防災の日)を主要な訓練として位置づけ、防災関係機関、地域住民等の協力を得ながら、市内各地において実技訓練を中心に実施している。

2 計画の目的

各種災害が発生したことを想定し、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

3 実施計画

毎年度、次ぎに掲げる事項について、実施要綱を定め実施する。

(1) 実施時期及び場所

原則として、毎年5月26日(県民防災の日)に市街地を中心に各所に訓練現場を設け、 防災関係機関、地域住民等の合同練習を実施する。

(2) 参加機関

- ア 市各部局
- イ 防災行政関係機関等
- ウ 住民

(3)訓練項目

災害情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報、災害対策本部の設置・運営、通信、 救護所設置、緊急輸送物資、電話・TV回線応急復旧、炊き出し、水防、災害救助法適 用、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、LPガス 応急復旧、水道施設応急復旧、血液輸送、事故車両救出救助、危険物施設火災防御、大 規模停電を想定した訓練等

(4) 男鹿市総合防災訓練計画は次のとおり。

男鹿市総合防災訓練計画表

[玄 分	実施主体	実施期間	実 施 場 所	実 施 方 法
個別訓練	消防訓練	男 鹿 市 署 消 防 団	火災予防 運動期間 (春、秋)	適宜	図上又は実践訓練、必要に応 じ避難など他の訓練と並行して 実施する。
	水防訓練	男 鹿 市 消 防 団	入梅前 (6月)	適宜	図上又は実践訓練、必要に応 じ、市の総合防災訓練などと並 行して行う。
	通信訓練	男 鹿 市 署 消 防 団 市民団体	適宜	全 地 域	気象予報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練、必要に応じ通信訓練などと並行して行う。

	区 分	実施主体	実施期間	実施場所	実 施 方 法	
	動員訓練	男鹿市	県民防災週間	適宜	応急対策を実施するため必要 とする職員等を迅速に招集でき るよう訓練、必要に応じ通信訓 練などと並行して行う。	
	避難訓練 各施設の 管理者		火災予防 運動週間 (春・秋) 県民防災週間	適宜	災害のおそれのある地域内及 び学校、病院、育児施設、福祉 施設、集会場等建物内からの避 難訓練、必要に応じ消防訓練な どと並行して行う。	
	海難救助 訓練 NPO 法人 秋 田 県 水難救済会		7月又は8月	適 宜 (9救難所持 ち回り、男鹿 市4ヶ所)	海難遭難者の救助、海上船舶 火災の消火訓練を県と合同で実 施する。	
	炊き出し 給水訓練	男鹿市	県民防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊き出 し、給水について訓練、必要に 応じ消防、水防訓練と並行して 実施する。	
	医療救護 • 応急手 当訓練	男鹿市消防署	県民防災週間	適宜	関係機関の協力を得て負傷者 に対する医療救護又は応急手当 等を訓練、必要に応じ他の訓練 と並行して実施する。	
総合防災訓練	男鹿市	県民防災週間	適宜	関係機関、地域住民が一体と なって、予想される災害に即応 できるよう総合的に訓練する。		
杯心(秋田県	防災週間	適 宜 (各市町村持ち ち回りで実施)	県が主催する総合防災訓練に 積極的に参加し、防災活動能力 を向上させる。	

4 訓練実施要綱

訓練の具体的内容については、その都度実施要領を作成する。

5 安全管理

訓練を実施する場合は、参加関係機関、団体等の人員の安全確保を図り、使用資機材等の点検を実施するなど訓練の安全管理に努める。

第4節 企業防災促進計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	□ 事業継続計画の策定
■ 観光文化スポーツ部	□ 企業防災の推進
■ 防災関係機関	□ 事業継続計画の策定

第1 計画の方針

市及び関係機関は、企業における防災意識の高揚を図るため、防災計画の策定による情報提供や、防災訓練の支援等により企業の防災力向上を図る。また、企業は災害時における企業活動の停止は地域社会に与える影響が大きいことを認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。このため、各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に被災前に近づけられるよう、事業継続計画(BCP)の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保など、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要であり、本節では企業の災害時における防災対策を推進する上での必要事項を定める。

第2 基本的な考え方

1 被害想定

事業継続計画は、事業の中断の原因となるリスクを問わず重要業務を継続していく、という目的意識をもっての策定が重要である。企業は、以下に想定される自らの自然災害等によるリスクを把握するものとする。

- (1) 自然災害によるリスク
 - 地震・津波などの地殻変動によるもの
 - 台風・大雨などの気象災害によるもの
- (2) 人為的な災害によるもの
 - 事故、火災などによるもの
- (3) 感染症などの疾病によるもの
- 2 事業継続とともに求められるもの

災害時に企業が考慮すべき重要事項としては、次の3点がある。これらは災害対応の基

本的な要求事項といえるが、実際に、どれをどの程度優先させるかは個々の企業の判断に委ねられ、その責任を負うことになる。

(1) 生命の安全確保と安否確認

災害発生直後においては、第一に顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員など業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。また、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用に努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止 等周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための予防策が必要である。

(3) 地域との強調・地域貢献

災害発生時には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。また、企業が持っている特色を生かして地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平時から市との覚え書や協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- ア 援助金の提供
- イ 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- ウ 保有する水・食料等の物資の提供
- エ 災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- オ 社員のボランティア活動への参加

第3 事業継続計画の策定

経営者は、企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させる ための事業継続計画の策定が重要である。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防御するか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をするかの二つの観点から実施することが必要であり、策定にあたっては、以下の項目が特に重要である。

- 1 指揮命令系統の明確化
- 2 重要拠点の機能の確保
- 3 対外的な情報発信及び情報共有
- 4 情報システムのバックアップ

5 製品・サービスの供給

第4 企業防災促進のための取組

県、市及び関係機関は、企業における防災意識の高揚を図るため、防災計画等の策定を 促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上を図る。

また、企業は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第5 教育・訓練の実施

作成した事業継続計画は検証が必要であり、次の訓練を企業独自、市や防災関係機関と 連携した訓練の実施等を継続的に行い、提起された課題を検討・整理の上、計画に反映さ せる。

- 1 基礎知識の習得のための教育
- 2 幹部社員を対象とした机上訓練・意志決定のための訓練
- 3 避難訓練
- 4 消防訓練
- 5 バックアップシステムの稼働訓練
- 6 対策本部運営訓練など

第5節 災害情報の収集、伝達計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	□ 情報収集、伝達体制の整備
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害発生時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達は、初動態勢や応急対策を行う 上で極めて重要である。このため、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体 制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

また、市及び防災関係機関は、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器の操作研修を計画的に行い、訓練等を通じ関係機関が提供できる情報について、実態を把握するほか、県と連携し、秋田県情報集約配信システムによりLアラート(災害情報共有システム)へ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2 情報収集・伝達体制

1 職員の動員

災害が発生した場合には、市及び防災関係機関が掌握する事務又は業務に関して、直ち に自らの職員を動員して災害情報収集にあたる。

- 2 体制の整備
- (1) 市は、警報等を住民、要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- (2) 市は、避難所等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。
- (3) 市及び関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報ルート体制の多重 化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。
- (4) 市及び関係機関は、相互間においての情報収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- (5) 関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ防災へリコプターや巡視

船、航空機など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

- (6) 関係機関は、防災行政無線、消防無線等の活用の他に、衛星通信、パソコン通信、衛星携帯電話等の通信手段の整備などにより民間企業、報道機関、住民等からの情報など 多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。
- 3 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

- (1) 災害発生後においても住民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種 防災システム(Jアラート(全国瞬時警報システム)、県総合防災情報システム、Lア ラート(災害情報共有システム)、市防災行政無線、インターネット等)の非常用発電 機等の整備に努める。
 - ア 非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質 の保持に努める。
 - イ 非常用発電機やシステム等は、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高 さ以上に設置し、又は浸水対策を施す。
 - ウ システムの構築又は機器の更新に当たっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。
- (2) 考慮すべき事項
 - ア 非常用電源を確保すべき時間
 - イ 非常用電源(発電機等)の設置高さ、浸水対策
 - ウ 保守管理の頻度、更新の考え方等
- 4 訓練等による体制の確立
- (1) 職員への参集及び情報伝達の訓練等

市は、災害時における迅速な職員参集体制の確立を図るため、自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、部署ごとの連絡網の充実に努める。

また、非常招集を発令するなど、参集及び情報伝達についての訓練を実施する。

(2) 住民への防災無線等の試験放送を活用した日頃の訓練等

防災無線等の試験放送による情報伝達、避難訓練等を計画する。その際、災害に関する情報について、わかりやすい広報内容、警報サイレン等を併用して、日頃から住民の 防災意識、危機管理能力の向上に努める。

第6節 通信施設災害予防計画

担当部署	対策の概要
総務企画部	□ 通信施設の整備
防災関係機関	□ 消防本部

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要であることから、各機関は災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努める。

また、市防災行政無線、県総合防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、衛星携帯電話、FM、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルメディアなど、多様な情報通信手段を確保する。

第2 通信施設

- 1 現況
- (1) 男鹿市防災行政無線

市は防災行政無線の固定型と監視カメラを整備し、災害時の通信確保と住民への情報 伝達に備えている。

資料編 2章-8節-1「男鹿市防災行政無線施設一覧表」

(2) 秋田県総合防災情報システム

秋田県は、県庁及び市内に所在する県の各出先機関、男鹿地区消防本部、並びにその 他の防災関係機関との間に秋田県総合防災情報システムを設置し通信網を構成している。

(3)消防、救急無線施設

無線施設については、男鹿地区消防本部及び男鹿地区消防署、並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は、固定局間及び基地局、移動局を以て構成し、各種災害に迅速に対応できる体制が整備されている。

2 対策

- (1) 各無線局は、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。
- (2) 携帯移動局については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態に維持する。
- (3) 防災行政無線については、常に点検を行い障害の早期発見に努めるとともに、改修、

新設等施設の充実を図る。

- (4) 平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保する。
- (5) 災害時における情報の収集、連絡活動を効果的に推進するため有線はもとより、無線による通信手段の充実を図る必要がある。
- (6) 秋田県総合防災情報システムについては、県本庁と市町村、消防本部等システム設置 機関を光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の2ルートで構成されており、 このうち衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。
- (7) 通信施設のバックアップ体制

洪水警報・避難勧告等の伝達を行う通信施設については、バッテリー切れ、代替場所 の確保等を考慮して、バックアップ体制を整備するように努める。

第3 警察無線施設

1 現況

無線設備は、男鹿警察署、駐在所、及び警察車両等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

2 対策

- (1) 災害から通信施設を防護するため、無線施設に対しては、定期又は随時に点検を行い機能の維持に努めている。
- (2) 警察車両、携帯無線等の移動局についても、年次計画等による整備を促進している。

第4 東日本電信電話株式会社秋田支店施設

1 現況

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線の併用などにより、災害 に強く、信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

2 対策

(1) 建物及び局内外施設

被災を未然に防止するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、 耐震、耐火等の構造化を行うとともに、通信網の整備を行う。

(2) 災害時に備えての通信の確保

ア 通信途絶を防止するため、主要な伝送路の多重ルート構成とする。

イ 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器及び資材

等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うため措置計画を具体的に定める。 ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。

(3) 災害時の措置計画

災害時において、通信不通地域の解消又は重要通信の確保を図るため、伝送路、交換 設備及び運用に関する措置計画を作成する。

(4) 災害時の広域応援等

ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模をも視野に入れた応援班を編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制等を整備する。

イ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、社員の非常招集、非常配置及び社 外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

(5)訓練の実施

ア 社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復 旧技術の向上に努める。

第5 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店施設

1 現況

(1) 通信設備等の高信頼化

災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐火対策を実施する。

(2) 通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

(3) 通信処理システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保 管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、 防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第6 その他の通信施設

(1)無線通信の協力体制

民間無線の活用を図るため、アマチュア無線、タクシー無線、企業等災害時の情報収集の協力体制を図る。

(2) FMコミュニティ放送等の活用

FMラジオより緊急放送を受信するなどにより、市民への災害支援活動等に必要な情報として、防災行政無線とFMコミュニティ放送等の連携を図るなど多様な情報通信施設等の活用に努める。

第7節 水害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 産業建設部	□ 河川、農業用ため池等の水害対策事業の推進
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

融雪、大雨、集中豪雨等により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊、又は損壊した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので、男鹿市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防器材の備蓄に努めるほか、未改修河川等の整備促進を図る。

また、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に設置されている「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努める。

併せて、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2 河川施設

1 現況

本市を流れる河川として、滝川、比詰川等の2級河川、大増川、安田川等の準用河川、 また、これらの支流や単独で日本海へ流れる中小河川が数多くあり、山地を浸食し、開折 して谷をつくり、下流部に平坦地を形成している。

一方、これらの河川には、堤防、護岸、水門、橋りょう等の施設が多数あり、増水時や 地震の発生により堤防の亀裂、沈下、法面崩壊及びコンクリート構造物等が破損するおそ れがある。

> 資料編 1章-7節-1「災害危険区域一覧表」 資料編 1章-7節-2「重要水防区域一覧表」

資料編 1章-7節-3「水害危険区域一覧表」

2 対策

(1) 現在改修実施中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川につい

ては早い時期に着工できるよう努める。また、県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。

- (2) 河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため、パトロール等を実施し、安全管理に努める。
- (3) ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。
- (4) 水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。
- (5) 雨水排水路の整備を促進し、道路側溝等の清掃を実施し、雨水等による浸水危険の排除を図る。
- (6) 宅地開発に対する指導要綱等により、雨水対策に万全を期す。
- (7) 河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等把握したとき は、これを水害リスク情報として住民等へ周知するものとする。

第3 農業用ため池施設

1 現況

農業用ため池の多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行している。また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、管理能力が低下しており危険が予想される。このため、これらのため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害をもたらすおそれがあることから、平成 30 年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点ため池を中心に、対策を実施する。

基幹的農業水利施設については、管理者等との連携による適正管理を図るとともに、必要に応じて機能診断のうえ、施設の防災化・長寿命化対策を推進する。

資料編 1章-7節-4「ため池施設一覧表」

2 対策

- (1) 市は、県と連携し地震や豪雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。
- (2) 防災重点ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- (3)農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、ただちに施設の点検を実施し、決壊

等の防止に努める。

- (4) 老朽化した「ため池」についても、「農村地域防災減災事業」等制度を活用して、計画的な補強・改修に努める。
- (5) 老朽化した基幹的農業水利施設について、湛水被害が増加・顕著化していることから、 被害を未然に防ぐため湛水防除事業等の制度を活用して、計画的な排水機場の整備に努 める。

湛水防除事業により更新する排水機場は次のとおりである。

名 称	事業地区名	所在地	完成	更新	ポンプ径	受益面積	管理者
第1排水機場	八西第1地区	払戸	S59	R9	900×1 基 700×1 基	90ha	男鹿市土 地改良区
第2排水機場	八西第2地区	船越	S59	R11	600×1 基 400×1 基	65ha	男鹿市土 地改良区
第3排水機場	八西第3地区	船越	S59	R13	500×1 基 300×1 基	65ha	男鹿市土 地改良区

第4 避難計画の策定

1 対策

(1) 避難情報の発表基準

市は、関係情報に基づく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急) の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを検討しておく。

避難勧告等の発令に当たっては、防災情報提供システム及び気象庁ホームページ、秋田県河川砂防情報システム等で気象警報等の発表状況、水位等の河川の状況、流域雨量指数の予測値、降雨量(予想を含む)などについて情報収集するとともに、地域の実情等の把握、気象台ホットライン等関係機関からの助言を得るなどして、総合的に判断する必要がある。

なお、避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、気象庁の大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布、高解像度降水ナウキャストなどを活用し、 発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定するものとする。

また、避難情報は、市及び関係機関が連携し迅速かつ正確に住民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には住民自ら的確に通報・避難できる体制をとるよう指導する。特に高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の自主的な避難を促進する避難準備・高齢者等避難開始の周知に努めるほか、避難勧告又は避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行

動をとりやすい時間帯における自主避難の呼びかけや、避難情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難所及び避難場所の周知

市は、想定される災害から被災を受けない避難所及び避難場所を定め、住民に周知する。

また、住民説明会の実施、広報誌への掲載、さらに日本工業規格に基づく災害種別一般図記号等を使用するなど、わかり易い誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する 周知徹底を図る。

(3) 避難所の開設・運営マニュアルの策定

市は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に必要なマニュアルの作成に努める。 また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果 を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備 に努める。

(4) 孤立地区(集落等)の防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために次の事項を定めておく。

- ア 孤立予想地区又は集落
- イ 迂回路
- ウ 衛星携帯電話などの通信手段
- エ 生活必需品の備蓄
- オ その他必要のある対策

(5) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するため「要配慮者避難支援プラン」を作成し、必要に応じて見直しをするものとする。

第5 八郎潟防潮水門の概況

八郎潟防潮水門は、八郎潟干拓事業により造成された農地約12,810haの用水源として、 日本海からの海水を遮断し淡水化した調整池(八郎湖)を利用するために、干拓事業(S32~S52)で設置された。

当水門は昭和 58 年の日本海中部地震による影響と経年変化による機能低下が顕著になり、平成 12 年度~平成 19 年度に国営総合農地防災事業「男鹿東部地区」で全面改修されている。

施設の管理については、県が国から受託し、「秋田県八郎潟防潮水門管理条例」等により 日常の管理及び洪水時の操作を実施している。

八郎潟基幹施設管理事務所長は、水門を操作することにより防潮水門下流の水位に著しい変動が生じ、危害が発生するおそれがあると認られるときは、管理条例第 12 条に基づき関係機関(男鹿市含む)に通知するとともに、一般に警告する。

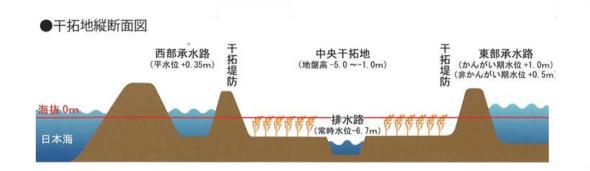
また、地震時の津波発生時に関しては、「管理規定第7条」により、水門の下流水位が+1.0mを超えるおそれがあると予想される時は、全てのゲート(14 門)を堤防高より高く引き上げることとしている。

【八郎潟防潮水門】

内 容				
右岸 男鹿市船越字八郎谷地地先				
左岸 潟上市天王字一向地先				
馬場目川水系馬場目川(2級河川)				
計画洪水位 TP+1.86m				
かんがい期水位 $+1.0 \mathrm{m}$ 非かんがい期水位 $+0.5 \mathrm{m}$				
1,630 m³/s				
形式:フローティングタイプ(純径間長 22.5m×14 門)				
堰長:370m(可動部 350m)				
堰柱:15 基 幅 2.5m 高さ 15m、高さ 19m				

【管理条例第12条に基づく一般への警告方法】

種 類	方 法	
サイレン	・一(約1分) 休止(約4秒) ・一(約1分)	



第8節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予 防計画

担当部署	対策の概要		
■ 観光文化スポーツ部	□ 海岸保全、港湾、漁港施設等の災害対策事業の推進		
■ 防災関係機関			

第1 計画の方針

高波、高潮のほか、冬期風浪による浸食から海岸を防護するため、防波堤、消波ブロック等の整備を促進するとともに、港湾、漁港等施設の災害予防を図る。

第2 海岸保全

1 現況

本市の海岸は、宮沢〜五里合、脇本〜船越は砂浜海岸であり、他は岩礁海岸となっている。

砂丘海岸は侵食や高潮の被害のため、昭和31年の海岸法制定により本格的な対策工事に着手し、随時海岸保全施設整備を促進中である。

更に、海岸利用者の安全確保のため、利用頻度の高い海岸には安全情報伝達設備を設置している。

2 対策

海岸事業法に基づき、海岸保全施設を整備し、侵食及び高潮から海岸を保護するため、 事業の促進を図る。

第3 港湾施設

1 現況

本市における港湾は、重要港湾の船川港と地方港湾の戸賀港がある。船川港は流通の拠点港、石油備蓄基地として、また、戸賀港は沿岸航行船の避難港及び漁業基地としてそれぞれ整備が進められている。

2 対策

(1) 港湾改修

ア 船舶の大型化に対処するため、大水深岸壁、泊地、航路の拡幅、増深の整備を推進

する。

- イ 災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を推進する。
- ウ 臨海部防災拠点として、背後市街地内の避難地と連携した避難緑地の整備を推進する。

(2) 避難対策施設、機器の整備

災害情報伝達のため、港湾業務を行う各事業所は、独自に無線通信機器を整備するよう指導する。

第4 漁港施設

1 現況

市内の指定漁港は10港であり、昭和26年から漁港整備計画事業を実施し、整備に努めてきた。

現在は漁港環境及び漁港の安全性、機能性を向上させるため、外郭施設、係留施設、水域施設等の整備を進めている。なお、指定漁港は次のとおりである。

種 類	管 理 者	漁港名
第1種	男鹿市	五里合、湯之尻、加茂、門前、脇本、船越、若美
第2種	県	畠
第3種	県	椿
第4種	県	北浦

2 対策

漁港整備計画に基づき、上記漁港の整備を促進する。

第9節 火災予防計画

担当部署	対策の概要		
■ 消防本部	□ 防火、林野火災予防の推進		
■ 防災関係機関			

第1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生の危険が増大 しており、これに対処するため消防力の強化、充実に努めるとともに、防火思想の普及及 び予防査察等を実施して、火災の未然防止を図る。

第2 一般火災対策

1 現況

消防機関は国や県の指導のもとに一体となって、消防力の充実強化と住民に対する防火 思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

2 対策

消防機関は次の対策を推進する。

(1)消防力の強化

- ア 消防団員の充実確保を図る。
- イ 消防施設、消防車両、資機材等の整備に努める。
- ウ 消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域に重点的に整備を図る。
- エ 救急救助のための高規格救急車等資機材の整備に努める。

(2) 火災警報等の発令

市長は、知事から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険であると認める場合は、遅滞なく火災警報を発令する。

火災警報発令のための基準は次のとおりとする。

区分	基準	周知の方法	対策
火災警報	(1) 平均風速10m/s以上の見込のとき(2) 最小湿度40%以下で、実効湿度が65%以下の見込のとき(3) 実効湿度70%以下で、平気風速8m/s以上の見込のとき。ただし、降雨雪の場合は発令しないときもある。前項のほか、前数日間の状況も勘案する。	(2) 広報車等 (3) 男鹿市防	(1) 住民への周知 (2)地域内のパトロール

(注) 実効湿度とは、観測時点での湿度をいう。

(3) 予防査察

消防長又は消防署長は、必要に応じて関係の場所へ立入等、予防査察を実施する。

(4) 防火管理者制度の徹底指導

学校、病院、工場、旅館、興業場、文化財等特殊建築物における防火管理者制度及び 業務の徹底について指導する。

(5) 火災予防条例等の周知徹底

市民に対し、火災予防条例等火災予防に関する規則の周知徹底や住宅用火災警報器の設置促進を図る。

(6) 自主防災組織等の火災予防体制の充実強化

ア 自主防災組織では、初期消火器具等の設置を推進して、火災予防体制の充実強化を図る。

イ 家庭には、消火器具の設置について指導し、初期消火体制の充実を図る。

資料編 2章-11節-3「消防団組織編成表」

第3 林野火災対策

1 現況

市は地域の2分の1以上を占める林野を火災から守るため、国、県及び関係機関と協力 して消火資機材の整備と火災の未然防止に努めている。

2 対策

林野火災の原因は、たき火、たばこなどの人為的失火によるものが大部分であるので、

国、県、市及び関係機関が協力して次の施策を推進する。

(1) 広報・啓発の充実

山火事の発生するおそれのある時期に、重点的に広報・啓発を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

- ア 山火事予防運動の実施 4月1日~5月31日
- イ ポスター、表示板等の設置
- ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及
- エ 報道機関を通じて啓発宣伝

(2) 林野火災予防施設の整備

林野火災の発生を未然に防止するため、火気取扱い場所を整備するとともに、火災の 早期発見及び火気取扱いを監視するための施設を整備する。

- ア 喫煙、たき火のできる休憩所等の設置
- イ 必要に応じた火気取扱い監視所等の設置
- ウ 消防車両の通行可能な林道の整備
- エ 防火線として活用できる歩道の整備

(3)巡視員の配置

入林者に対する火気取扱い指導、火気の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、必要に応じ巡視員を配備して警戒する。

(4) 火入れに対する許可

火入れを行う場合は、森林法に基づき許可及び許可条件を遵守させる。また、ゴミの 焼却、たき火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

(5)消防資機材の整備

林野火災に対する消防力を強化するため、消火資機材の近代化と備蓄を積極的に推進する。

(6) 空中消火体制の整備

「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」及び「秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則」により対処する。

資料編 1章-9節-1「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」

(7) 広域応援消防体制の整備

近隣市町村との協力体制を確立するために相互応援協定等を締結し、広域応援消防体制を整備する。

(8) 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、必要に応じて訓練を実施して、 消火技術の向上を図る。

第10節 危険物施設等災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 企業局	□ 危険物施設等の安全確保
■ 防災関係機関	□ 消防本部、施設管理者

第1 計画の方針

危険物施設等による災害発生及び拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、 安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組 織等保安体制を確立して危険物施設等の安全確保を図る。

第2 危険物施設

1 現況

産業構造及び生活様式の変化に伴って危険物(石油類等発火性、引火性のある物など) の需要が増えている。

2 対策

- (1) 施設及び設備の維持管理
 - ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的 に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持 する。
 - イ 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安 について指導する。
- (2) 資機材の整備
 - ア 消防機関は、化学消防車や消火剤等の整備を図り、化学消防能力を向上させる。
 - イ 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を 図る。
- (3) 教育訓練の実施
 - ア 施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、 研修会等を実施して、管理保安に関する知識、技能の向上を図る。
 - イ 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震災害時における対処能力を 向上させる。

(4) 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

第3 火薬類

1 現況

市内における火薬類の貯蔵、取扱施設等については、保安距離等の基準が十分に確保されており、また、各施設とも盗難防止や防火等に対する基準を十分に達成している。

2 対策

- (1) 施設及び設備の維持管理
 - ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期点 検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
 - イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して 施設及び設備の改善について指導する。
- (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理、保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、地震災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第4 高圧ガス

1 現況

高圧ガス製造施設については、監督機関が事業所ごとに定期的に保安検査を実施しており、十分な保安措置がなされている。

2 対策

- (1) 施設及び設備の維持管理
 - ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
 - イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して 施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業務別の保安講習会等を実施し、施設の管理者、従業員の管理、保安に関する知識、技能を向上させる。

イ 訓練を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第5 都市ガス

1 現況

本市の場合の都市ガスは、公営企業として男鹿市企業局が市内の一般家庭、事業所等に対し、ガスの供給を行っている。

2 対策

(1) 施設の維持管理

施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の点検等を行い、 所用の機能を維持するとともに材質、構造等においても耐震性の強化を推進する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大の防止、災害復旧のための資機材を整備する。

(3) 教育訓練等の実施

ア 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員及び施設の応急復旧等災害発生時における応急活動の迅速確実な体制の確立を図る。

イ ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要者に対しガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

(4) 災害対策体制の強化

移動無線通信体制及び防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

第6 LPガス

1 現況

市内ではLPガスのほとんどが一般家庭に使われており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。市内には製造所(充填所)、オートガススタンド、貯蔵所(容器

置き場)等の施設がある。

2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期点検を実施して常に最良の状態に維持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、 施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

- (3) 教育訓練の実施
 - ア 地区別、業務別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安 に関する知識、技能の向上を図る。
 - イ 訓練を実施して、災害の発生時における対処能力の向上を図る。
- (4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第7 毒物、劇物

1 現況

市内には毒物、劇物の販売業等届出を要する取扱施設のほか、届出を要しないが毒物、劇物を常時取扱っている施設がある。

- 2 対策
- (1) 施設及び設備の維持管理
 - ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検 を実施して常に最良の状態を保持する。
 - イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。
- (2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急対策が適切に実施できるよう防災体制を確立する。

第8 放射性物質

1 現況

放射線を放出する物質を放射性物質という。当市では、病院等で放射性物質が使用され

ている。

2 対策

- (1)監督機関は、事業者又は輸送事業者並びに現場責任者(以下「事業者等」という。)に 対して適切な監督、指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は、適切 な助言を与える。
- (2) 事業者等は、関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに 放射線災害の予防に関する規程等の作成を行い、災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は、放射線による災害を未然に防止するため各種資器材の整備を図る。
- (4) 地震、その他の災害が起こったことにより、放射線災害のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、直ちに応急の措置を講じる。

第11節 建築物等災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 市民福祉部	□ 石綿飛散防止に係る情報収集・伝達体制、応急措置体制の整備
■ 産業建設部	□ 建築物の耐火、不燃化の促進
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

建築物の耐火・不燃化は市街地、住宅密集地域等を重点に推進してきているが、地域の特性を考慮した計画的な土地利用の規制、誘導を行い建築物の不燃化を促進するとともに 災害危険区域の指定による建築物の移転及び規制により、建造物の防災化を図る。

第2 公共建築物

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等の防 災活動等の拠点施設となるものであり、災害発生時に即時対応できるよう防火性能等を考 慮し、整備に努めている。

2 対策

市が所有する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることから、各施設管理者が施設 の点検、耐火・不燃化等の整備に努める。市の所管以外の施設についても同様に、施設の 管理者が点検整備に努める。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令の遵守を徹底し、安全性の確保に努め、また、「建築物防災週間」を中心に 防災査察を実施して、防災機能の向上と維持保存に関する知識の普及を図っている。また、 既存不適格建築物で特に不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、その改修を強 く指導している。

2 対策

(1) 建築関係法令の周知徹底を図る。特に市街地における耐火、不燃化を推進し、建築物の災害を予防する。

- (2) 特殊建築物については、防災性能を適正に維持保存するため、防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用や防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進することにより、建築物の安全性の確保を図る。
- (3) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進を図る。
- (4) 雪による建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築 物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施する。

第4 その他

災害によって被害等を受けた建築物に起因する石綿の周囲への飛散を防止するため、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・ 伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第12節 土砂災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 産業建設部	災害危険箇所の実態把握、危険区域の指定、災害対策事業の推進、
■ 防災関係機関	避難体制の確立

第1 計画の方針

地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、 危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域からの住宅の移転奨励 等総合的な対策を重点的に実施して土砂災害の防止を図り、強いまちを形成する。

第2 地すべり

1 現況

地すべり発生は、第三紀層の分布する特定地域に集中しており、本市では過去に大きな 災害が発生した地域もあり、地すべり危険地域の指定箇所や、おそれのある地域並びに過 去に被災した地域を点検し状況の把握に努めている。

資料編 1章-12節-1「地すべり危険箇所一覧表」

2 対策

(1) 現在危険区域として指定されている箇所並びに指定申請箇所についての防止工事の早期着工を図るとともに、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、対策事業の実施を促進する。

過去の被害の状況、危険区域(箇所)の実態を把握し、必要に応じ調査担当者の合同協議を行い、指定災害程度の判定、措置方法、その他必要事項の再検討など予防対策に 万全を期する。

- (2) 危険地域の土地所有者に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。
 - ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
 - イ ため池、用排水路、その他崩壊防止施設及び工作物の設置又は改造
 - ウ のり切り、切土、堀さく又は盛土
 - エ 立竹木の伐採
 - オ 土石の採取
 - カ その他の災害を助長し、誘発する行為
- (3) 市は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、

おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が実施する緊急調査の結果に基づく情報(土砂災害緊急情報)を住民に周知する。

第3 急傾斜地

1 現況

災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定し、その事前指導、又は危険区域に 指定されている箇所の改修工事の早期完成を図っている。

なお、危険指定区域の要件は次のとおりである。

- (1) 傾斜度が30度以上であること。
- (2) がけの高さが5m以上で対象人家が5戸以上(5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等含む)であること。
- (3) 崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生じるおそれがあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、また、誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

資料編 1章-12節-2「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」

2 対策

(1) 県と連携して、現在工事中の箇所には早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。

過去の被害の状況、危険区域(箇所)の実態調査を実施し、必要に応じ調査担当者の 合同協議を行い、指定災害程度の判定、措置方法、その他必要事項の再検討など予防対 策に万全を期する。

- (2) 災害危険区域、がけ地付近に既に建築されている危険住宅については、「がけ地近接危険住宅移転事業推進規則」に基づき、これらの危険住宅の移転事業を実施する。
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域等の警戒

市長は、急傾斜地崩壊危険区域並びに山地崩壊地域等に対しては、次の基準により警戒にあたるほか、危険区域内の状況に異常を生じ災害発生の危険があると認めたときは、 災害警戒の指示、又は避難の勧告を行う。

ア 情報の収集及び気象警報等の伝達方法

危険区域内に情報連絡員を定め、大雨注意報が発令されたとき等災害が発生するお それがある場合には連絡を密にし、情報の収集、気象警報の伝達を図る。 イ 避難勧告・指示(緊急)により、危険区域の警戒、巡視、住民に対する広報を実施するほか、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始を行うよう広報する。また必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置及び同法第60条に規定する避難の勧告又は指示(緊急)を行う。

第4 土石流

1 現況

本市の上流河川は、大半が急流河川で、脆弱な土質と森林の開発及び融雪、大雨によって山地の荒廃が進んでいる。また、中小河川上流は土石流発生の危険渓流もあり、土石流 危険渓流箇所の事前把握及び砂防指定地における系統的調査を実施している。

> 資料編 1 章-12 節-3「土石流危険渓流一覧表」 資料編 1 章-12 節-4「砂防指定地一覧表」

2 対策

土石流による人命、財産等の被害を防止するため、次により土石流対策の推進を図る。

- (1) 県と連携して、現在工事中の箇所について早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。
- (2)県と連携して、土石流等により砂防堰堤堆砂敷の土砂や渓流保全工内の土砂について、 土石流の発生に備え、撤去を進める。
- (3) 土石流危険渓流を関係住民に周知するとともに、標示板を設置し周知徹底を図る。
- (4) 土石流危険渓流周辺における関係住民に対する警戒避難体制の確立を図る。
- (5) 各種制度の活用により人命、財産等を土石流から保護するため、必要となる住宅の移転を促進する。
- (6) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住 民に周知徹底を図る。
- (7) 市は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省が実施する緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される地域及び時期に関する情報(災害緊急情報)を住民に周知する。

第5 山地崩壊

1 現況

本市の森林は急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、大雨によって山地崩壊が発生しており、これを予防するために保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

資料編 1章-12節-5「山地災害危険地区一覧表」 資料編 1章-12節-8「山地危険区域一覧表」

2 対策

- (1) 荒廃山地復旧のための復旧治山事業と潜在的崩壊危険地の未然防止のため、予防治山事業を推進する。
- (2) 重点山地復旧のための復旧治山事業と潜在的崩壊危険地の未然防止のため、予防治山事業を推進する。
- (3) 水源山地における水源かん養機能を向上させるため、水源地域整備事業を推進する。
- (4) 保安林機能が低下した劣悪林等に対し、保安林整備等の事業を実施するとともに保安 林の適正配置等により保安林機能の向上と管理の充実を図る。

第6 警戒・避難体制の整備

1 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害危険箇所図等の土砂災害に関する資料を関係住民に提供するとともに、危険箇所に表示板等を設置して住民への周知徹底を図る。

2 警戒・避難に関する情報の提供及び伝達

降雨量や警戒避難に関する情報を広報、インターネット等を通じ住民に広く提供すると ともに、予兆現象等の情報を住民と関係機関が相互に通報することで情報の共有化を図る。

3 警戒・避難基準

警戒・避難基準は原則として降雨量に基づいて設定するものとし、過去における土砂災害、警戒・避難のための基準雨量等を参考にしながらも、予兆現象が確認された場合は住民が自発的に警戒・避難するよう指導する。

避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本としつつ、個別の渓流・斜面の状況や気象状況、気象台ホットラインによる今後の気象推移情報、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて、総合的に判断する必要がある。

なお、避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、大雨警報(土砂災害) の危険度分布等を用い、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめい くつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定するものとする。

- 4 予報、警報及び避難情報
- (1) 予報、警報及び避難情報は、市及び関係機関が連携し迅速かつ正確に住民に伝達し、 周知されるようにするほか、異常発生時には住民自ら的確に通報・避難ができる体制を とるよう指導する。

特に、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の自主的な避難を促進する避難準備・高齢者等避難開始の周知徹底に努める。

また、避難勧告又は避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における自主避難の呼びかけや、避難情報の提供に努めるものとする。

(2) 市及び関係機関は住民に対し、防災行政無線や広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。

この際、特に高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の避難行動要支援者に十分 配慮する。

5 避難の方法

市は、避難の方法については、渓流を渡らない、がけ付近は避けるなど、安全な方法を住民に周知する。

避難にあたっては、住民自らが地域の実情に合った災害別の避難路を事前にハザードマップ等を参考に、次の事項に留意しながら選定するものとする。

- (1) 高圧ガスや危険物施設のある道路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック塀等の 倒壊に留意する。
- (2) ハザードマップにおける危険箇所は、避難行動をとる際に危険が及ぶことが想定されるため、避難路として使用しない。

6 避難の場所

- (1) 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれがない場所であること。
- (2) 避難人家からできる限り近距離にあること。

第7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

1 現況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 13 年 4 月 1 日施行)に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進することが求められている。

市内では、県が急傾斜地の崩壊、土石流等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生するおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する基礎調査を順次実施し、その結果が公表されているとともに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

2 対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成13年4月

1日施行)に基づく、知事による土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、土砂災害ハザードマップを作成し、広報誌への折込等により、避難等の周知に努め、当該指定区域の町内会や自主防災組織等と連携して、警戒避難体制を整備する。

資料編 1章-12節-6「土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況」 資料編 1章-12節-7「土砂災害警戒避難体制整備の参考例」

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険 度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告(警戒レベル4)や住民の自主避難の判断を 支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけることを目的として、秋田県 と秋田地方気象台が共同で発表する情報である。

なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度 が高まっている場所を確認することができる。

土砂災害警戒情報の発表基準

発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量(以下、「基準」という。)に達したときとする。

発表基準

この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議する。

4 市における警戒避難体制

(1) 避難計画の整備

市は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

なお、整備にあたっては、警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について、防災行政無線(戸別受信機)や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、当該要配慮者施設の所有者又は管理者が、土砂災害防止法第8条の2の規定に 基づき、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 や、計画で定めるところの訓練の実施などの警戒避難対策を図るよう推進する。

(2)情報の収集及び伝達

「秋田県総合防災情報システム」やインターネット等を活用し、情報の収集に努める。

(3) 警戒・避難基準

ア 避難情報の発表基準の設定

市は、過去の降雨状況、県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の発表基準を定めておく。避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本としつつ、個別の渓流・斜面の状況や気象状況、気象台ホットラインによる今後の気象推移情報、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて、総合的に判断する必要がある。

なお、避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、大雨警報(土砂災害) の危険度分布等を用い、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめ いくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定するものとする。

イ 住民の自主的避難の指導

警戒・避難基準は原則として降雨量に基づいて設定するものとし、過去における土砂災害、警戒・避難のための基準雨量等を参考に判断するとともに、予兆現象が確認された場合は住民が自発的に警戒・避難するよう指導する。

避難対象地区の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

(4) 警戒避難体制の整備と住民への周知

警戒の発令時及び災害発生時に、迅速かつ的確な避難及び救助ができるよう、警戒又は避難に関する情報については、防災行政無線で当該区域に一斉に広報するとともに、地区の代表者に電話等で直接連絡する。また、指定区域内に危険箇所、避難所等を標示した表示板を設置するとともに、当該地区においては、避難情報の連絡を受けた地区の代表者から住民に情報を速やかに伝達できる連絡体制を整備し、避難場所・避難方法等を明らかにし、住民等に周知するよう努める。

ア 市は、区域ごとの災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に 関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知する。

イ 市は、県の助言等を得ながら、警戒避難体制の整備・強化を図る。

第8 災害危険区域からの住宅移転

1 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し、巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させている。

2 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等移転に要する費用について 「男鹿市がけ地近接危険住宅移転事業推進規則」等の活用によりその移転を推進する。

> 資料編 5編1章-4節-6「男鹿市災害危険住宅移転推進資金貸付規程」 資料編 5編1章-4節-7「災害危険住宅の移転助成制度」

第9 重点的な土砂災害対策

県及び市は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進する ことにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

1 総合的な土砂災害対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 総合的な山地災害対策

山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

第13節 公共施設災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 各部局(施設管理)	□ 各施設の維持管理、関係機関との連携
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

道路、橋りょう、上下水道、ガス、電気、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活、社会 経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これらの施設の管理者は、各施設の維持管理 体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

第2 道路及び橋りょう施設

1 現況

当地域における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であり計画的に進められている。また、同時に災害等に対処するため計画的な道路構造の改修を図っている。

災害による道路被害は、沖積層地域では亀裂、陥没、沈下、隆起等が、高盛土では地すべり・崩壊、切上部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、低湿地では冠水する。

橋りょうについては、経年及び地盤沈下等による老朽化、又は、耐震強度不足等、落橋 防止対策を必要とするものが今後出てくる。

2 対策

(1) 道路の点検整備

- ア 道路防災総点検の結果に基づく、危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、異常気 象時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等を実施して安全を確保する。
- イ 各施設の総点検を行い、必要により改築事業を実施して災害に強い道路づくりを推 進する。
- ウ 道路整備計画に基づき、災害時における重要度を勘案して、事業を推進する。

(2) 橋りょうの点検整備

ア パトロール等により異常個所を発見した場合は、一般交通の安全確保ため必要な通行規制を実施するなど、応急対策を講じ、早急に橋りょうの保全を図る。

- イ 既設橋りょうの補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の 道路計画等を調査しながら整備の促進を図る。
- (3) 道路防災総点検(豪雨・雪等に起因する危険箇所)
 - ア 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出
 - イ 防災カルテの作成(点検結果による更新)
 - ウ 道路防災総点検の点検項目
 - ①落石・崩壊 ②岩石崩壊 ③地すべり ④雪崩 ⑤土石流 ⑥盛土 ⑦地吹雪
 - ⑧橋梁基礎の洗掘 ⑨擁壁

(4) 情報連絡体制の整備

道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路情報表示等による 道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等情報連絡体制を整備し、安全を図る。

第3 水道施設

1 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対し脆弱である。

- 2 対策
- (1) 施設の防災性の強化
 - ア 災害に対する安全性を向上させるため、水道施設の建設に際しては安全度の高い位置を選定する。
 - イ 各施設の設計にあたっては、災害に対し十分安全な構造とする。
- (2) 応急給水体制と資器材の整備
 - ア 水道施設が被害を受けた場合、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応 急給水の実施体制を整備する。
 - イ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。
- (3) 災害時の協力体制の確立
 - ア 企業管理者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋 田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき応援を要請する。
 - イ アによって処理できない場合は、自衛隊に対する応援要請を要求する。

第4 下水道施設

1 現況

本市の下水道は生活環境の改善、降雨時の浸水防止、河川等の公共水域の水質保全などにおいて重要な施設であり、雨水ポンプ場は耐震、耐火等の対処がなされているが、管路は地震に対して脆弱である。

2 対策

(1)管渠

- ア 腐食のおそれのある箇所について定期点検を実施し、老朽化の著しいものを補強し、 強度及び耐久性の向上を図る。
- イ 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し、特に軟弱地盤などに布設する場合は、管渠とマンホールの接合部に可とう性伸縮継ぎ手を使用するなどの工法で実施する。
- (2) 雨水ポンプ場

ポンプ場は公共下水道の根幹を成す施設として重要なことから、定期点検を行い異常 発見時に適正な対応をするとともに、老朽化対策を計画的に実施する。

(3) 汚水マンホールポンプ 定期的な点検を行い、異常発見時には適正な対応し、正常運転を確保する。

(4) 施設の耐水化対策

浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、 防水扉設置等の耐水化対策を実施する。

第5 電気施設

1 現況

本市で消費する電力のほとんどは、県内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため電気施設を台風、洪水、雷害等の自然災害から防護するため、関係機関では、施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策

(1) 設備の強化と保全

ア 変電施設

- (ア) 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。
- (イ) 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。
- (ウ) 重点系統保護継電装置を強化する。

イ 送電設備

- (ア) 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見・対策を講ずる。
- (イ) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- (ウ) 電線路付近における、樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- (エ) 各種避雷装置等の増強による耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

ウ 通信施設

- (ア) 主要通信系統のグループ化に努める。
- (イ) 移動無線応援体制を強化する。
- (ウ) 無停電電源(UPS)及び予備電源を強化する。
- (2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施(災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施。) する。

- (3) 災害復旧体制の確立
 - ア 情報連絡体制を確保する。
 - イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
 - ウ 復旧資材および輸送力を確保する。
- (4) 防災訓練の実施
 - ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。
 - イ 各防災機関の実施する訓練に参加する。

第6 鉄道施設

1 現況

災害から鉄道施設を防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的に実施するとともに、 周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

2 対策

(1) 施設、設備の点検

災害を考慮した線区防災強化を推進するとともに、必要により実施する。

(2) 列車防護措置

ア 災害が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。

イ 乗務員には、災害発生と同時に無線等により情報を伝達する。

(3) 防災訓練及び資機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

第7 社会福祉施設等

1 福祉施設

(1) 現況

市内には、高齢者、障がい者等の要配慮者が入所又は通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

(2) 対策

- ア 災害発生に際しては、職員が迅速かつ冷静に入所者等への周知を図るよう平素から 訓練を実施する。
- イ 施設の管理者は、自衛防災組織を編成するとともに消防機関等関係機関と具体的に 十分な協議を行い、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるなど施設の実態に即 した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。

また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

- ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努 める。
- エ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合に応援が得られるよう、平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

2 病院等

(1) 現況

市内には、男鹿みなと市民病院、医療法人等の医療施設があり、傷病者の収容及び治療、並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。

(2) 対策

ア 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟毎にその状態を十分把握し、高齢者、障がい者 など自力避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。

特に、休日、夜間についての避難救助体制や、消防署等へ直ちに通報する体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生 時における安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期 的な防災訓練を実施する。

オ 非常用電源の確保

施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源等の整備に努め、不測の事態に備えた バックアップ体制、搬送体制を確保しておく。

- (ア) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- (イ) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- (ウ) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

資料編 1章-13節-1「都市ガス供給状況」

第14節 風害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 産業建設部	□ 管理施設の維持管理、予防事業の推進
	□ 気象情報の把握
■ 教育委員会	□ 児童生徒の安全確保
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して、建物の補強及び 船舶の避難、また、フェーン現象に対する火災予防など臨機応変の措置を講じ、風害の予 防を図る。

第2 台風等

1 現況

当地域における風害は、年平均1~2個接近・上陸する台風による暴風、また冬から春・ 秋から冬への季節の変わり目に日本海で台風並みに発達する、いわゆる「日本海低気圧」 による暴風や竜巻などが発生している。

2 対策

- (1)強風から森林を防護するため、杉人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- (2) 防風保安林の整備、拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (3) 農業関係機関による農作物の倒伏、農業用施設の倒壊防止対策等の推進を指導する。
- (4) フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ア 火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。
 - イ 必要により火災警報を発令するとともに必要な人員を招集して出動体制を強化する。
 - ウ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。
 - エ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (5) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。
- (6)漁業協同組合は、気象予警報を的確に把握し、必要により出漁中止、又は帰港等の指導・通報を行う。また、漁船所有者は、漁船の係留、魚網及び漁具等の流出防止に努め

る。

- (7) 学校等の管理者は、建物を点検し、老朽部分を補強するとともに、状況に応じた児童 生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- (8) 家屋、その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋等管理者が行うものとし、状況に応じて市長は家屋管理者に対し、次の措置の徹底を図る。
 - ア 倒壊の危険のある老朽建物の補強を行うこと。
 - イ 看板等風に飛ばされやすいものは予め取り外し、又は硬く縛るなどの措置を講じる こと。
 - ウ 建築物周囲の倒れるおそれのある立木は、枝おろしをする。
 - エ 上記の緊急措置が困難であるか、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような急迫事態が予想される場合は当該家屋等の居住者に対し避難のための立退きを指示し、予め定めた避難所に収容する。

第15節 雪害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 産業建設部	□ 管理施設の維持管理、予防事業の推進
■ 観光文化スポーツ部	□ 気象情報の把握
■ 教育委員会	□ 児童生徒の安全確保
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

雪害による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、国や県と一体となって「豪 雪地帯対策基本計画」等の推進による相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における 除排雪態勢を強化し、主要道路等の交通を確保する。

また、一人暮らしの高齢者など要配慮者への除排雪支援や住民への情報提供等に努め、市民生活の安定を図る。

第2 集中的な大雪への備え

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪に備えて、県と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮しながら、大雪時の道路交通を確保するため、準備等に努める。

第3 冬季交通の確保

1 現況

市民生活に影響の大きいバス路線、主要幹線道路及び準幹線道路を最重点とした道路除雪を計画的に行うなどにより冬季交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

2 対策

(1) 通行規制等

- ア 各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な 広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告 内容の見直しを行うものとする。
- イ 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往 生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な措置を地域の状況に応 じて講じるものとする。

(2) 道路の除排雪

ア 除雪路線

市が行う除雪路線は、男鹿市冬期交通除雪計画に基づき、必要度に応じて実施する。なお、国道、県道の除雪については、それぞれにおいて計画的に行う。

イ 除雪体制

市は、除雪を行うにあたっては県並びに関係機関、団体等との密接な連携を図って協力体制を整え、除雪作業の効率化を図る。

(3) バス運行の確保

バス業者は県、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

(4) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除排雪体制を確立し、 設備及び機械類の整備増強、並びに降雪状況に対応できる運転計画の策定等により列車 の運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策マニ ュアル」による。

(5) 豪雪時の除排雪

豪雪時の除排雪にあたっては、県、市並びに関係機関、団体は屋根の雪下ろしの時期、 雪捨場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除排雪作業の調整、受益者並びに市 民の協力確保を図り、除排雪の円滑化を図る。

(6) 交通指導

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、男鹿警察署は積雪時における道路交通対策要綱に基づき、交通指導取り締まりを実施する。

資料編 1章-15節-1「男鹿市冬期道路除雪実施計画」 資料編 1章-15節-2「除雪借上車内訳」

資料編 1章-15節-3「市が保有する建設機械一覧」

第4 雪崩防止対策

1 現況

各道路管理者が、降雪前において、「雪崩の危険箇所」のパトロールを実施し、道路法面の植生状況及び「雪崩予防柵」等の点検整備を行っている。

また、積雪時において、地すべり、急傾斜地崩壊危険地域には雪崩に対し警戒を行っている。

2 対策

- (1) 融雪等のため雪崩が予想される場合は、パトロール隊を編成して巡回を行い、避難対策の徹底に努めるとともに、雪崩、がけ崩れ、地すべり、急傾斜地崩壊危険地域等危険地域の重点的監視と被害の防止にあたる。
- (2) 雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合直ちに警戒及び避難できる体制を確保する。
- (3) 雪崩危険箇所については、所管毎に雪崩防止のための対策事業を、計画的に促進する。
- (4) 市民への情報提供

市は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、防災行政無線等を通じて、市民に注意喚起する。

(5) 警戒避難対策

- ア 市は、住民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の住民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。
- イ 市及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩 発生の恐れがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。
- ウ 市は、雪崩により被災を受けない避難所を指定する。
- エ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等 が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- オ 市及び温泉等の宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に 連絡できる通信手段の確保に努める。

第5 保健衛生及び医療対策

1 現況

豪雪地域で緊急に医療を要する患者が発生した場合は、男鹿地区消防本部等関係機関が

連携・協力して緊急搬送を行うなど対処している。

2 対策

- (1) 市、医療機関及び日赤等で編成した救護班を派遣する。
- (2) 医師会及び救急医療機関等との連絡を強化する。
- (3) 急患について、特に緊急の場合は、警察、消防、又は自衛隊に緊急輸送を要請する。

第6 民生対策

1 現況

積雪による雪害事故防止のため、住民に市の広報・ホームページ等により雪害に対する 防災意識の高揚と防災知識の普及、住家屋根の雪下ろし、敷地内の除排雪を実施する業者 の紹介及び「高齢者生活援助事業」による玄関前から主要道路までの除雪支援などを行い、 事故防止を図っている。また、男鹿地区消防本部等防災関係機関では設備の点検を随時行 い事故防止に努めている。

(1) 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人身事故及び建造物の損傷を防止するため、次の事項を指導徹底する。

- ア 雪崩及び落雪の危険地域に対する立入り、通行制限を行い、保護柵を設けるととも に、必要により警戒員を配置する。
- イ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。(屋 根の積雪量70センチメートル以上になれば危険)
- ウ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施する。
- エ 暴風雪等悪天候時における危険作業、特に水上作業を避ける。
- オ 悪天候時の高齢者、婦女子の単独歩行、過度の飲酒歩行を避ける。
- カ 道路の除雪、落雪等により排水溝をせき止めないよう、常時雪を排除する。
- キ 被保護家庭の雪下ろし、除雪については、地域関係者が協力して実施する。
- ク 家屋、アーケード等建築物の管理者は、雪下ろしを適期に実施するよう努める。
- ケ 一人暮らし高齢者世帯等の要配慮者世帯の雪下ろしは、地域関係者やボランティア 等の協力を得て実施する。
- コ 幼児、児童、生徒の安全を図り、施設の避難道路を確保するため適時除雪を行い、 落雪危険箇所に標示するとともに、その近くでの遊びを禁止する。
- サ 避難道路を確保するため、適時除雪を励行する。
- シ 集中的な大雪が予測される場合は、不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道

路の利用抑制に努める。

ス 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況等の急変に備え、車内にスコップやス クレーパー、飲食料及び毛布等の備え付けを励行する。

(2) 孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講じる。

- ア 急病人、出産、食糧の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について、関係機 関との協力体制を整備する。
- イ 急病人等に対する応急措置、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。
- ウ 緊急交通を確保するため、雪上車等の整備に努める。
- (3) 火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動 に支障のない体制を確立する。また、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と標示を 行う。

(4) 水防対策

融雪洪水に備え、水防資機材の整備、危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。

(5) 電力対策

電力供給設備の確保については、東北電力ネットワーク株式会社の「非常災害対策実施 基準」に基づき、次の事項を実施するものとし、関係機関は緊急事態における協力体制 を整える。

- ア 設備の事前対策
- イ 情報連絡体制の整備充実
- ウ 応急復旧体制の確立
- エ 社外PR体制の確立
- (6) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般防災思想の普及計画に基づいて行う。特に豪雪に対する 市民の意識を高めるため、市の広報・ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、 その徹底に努める。

第7 農林漁業対策

1 現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春 作業の遅延による被害が出ている。

2 対策

- (1) 農作物対策
 - ア 消雪の促進
 - イ 樹木及び柵被害の防止
 - ウ 野兎、野鼠被害の防止
 - エ 病害虫の防除
- (2) 農業用施設対策
 - ア 施設の補修、補強の実施
 - イ 施設の屋根及び軒下等の排雪
 - ウ 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進
- (3) 畜産関係対策
 - ア 畜舎の保全管理
 - イ 越冬飼料の確保
 - ウ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
 - エ 草地の維持管理
 - オ 家畜疾病等の防止
- (4) 内水面養殖業関係
 - ア 平時の魚体の健康管理の強化
 - イ 水深の維持、また、屋根をかける等越冬池の整備
 - ウ 積雪時における湧水、地下水の確保

第8 文教対策

1 現況

観光文化スポーツ部及び教育委員会は、幼児、児童、生徒の安全と学校教育並びに社会 教育施設や社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

- (1)情報の収集と関係機関との連絡調整
- (2) 雪害防止動員体制の確保
- (3) 施設構築物の除雪の指示並びに実施を図る

2 対策

実施項目

事 項 名	実 施 内 容	実 施 機 関
1. 連 絡	系統的に一元化し、迅速、適確であること。	市教委、観スポ、 学校、関係団体
2. 火災予防	(1)煙突接触部、残火の始末に留意する。(2)火の不始末を防止する。(3)責任者による巡回を励行する。(4)水源の確保と消火器材の整備点検及びプール等の用水の確保を図る。	県教委、市教委、 観スポ、学校、関 係団体
3. 危険防止	 (1)雪囲い等で、避難口を閉鎖しない。 (2)避難道路の除排雪をする。 (3)雪崩箇所の標示、警戒(体育館、屋根等を含む)。 (4)悪天候時における児童、生徒に対する休校措置を実施する。 (5)集団登下校には引率者を付けること。 (6)水槽等には標示をする。 (7)危険場所の標示と遊びの禁止。 	県教委、市教委、 観スポ、県立高校、 学校、関係団体
4. 通学路の確 保	(1)国、県道については関係機関に依頼し除雪を図る。 (2)市道については、市に連絡して除雪を図る。 (3)その他については、地域住民の協力を得る。	市、市教委、学校、 関係団体
5. 学校施設等 の確保	(1)屋根の雪下ろしを励行する。 特に木造体育館、老朽校舎は留意する。 (2)防災施設等を補強する。 (3)水源、消火器の整備点検に努める。 (4)防火、防災思想の普及徹底を図る。	市教委、学校
6. 社会教育施 設等の保 護	(1) 防災施設などの除排雪を励行する。(2) 防災施設を補強する。(3) 避難口の標示、除排雪に努める。(4) 防災思想の普及徹底を図る。	市教委、関係団体
7. 社会体育施 設等の保 護	 (1)プールの水の処置と除雪に努める。 ア プールは満水にすること。 イ プール側壁にムシロを掛け、その端を水に垂らす状態にする。 ウ 適宜プール内面の氷割りに努める。 (2)防災施設の除排雪を励行する。 (3)防災施設を補強する。 (4)防災思想の普及徹底を図る。 	市教委、観スポ、 関係団体
8. 文化財の保 護	(1)消防関係者との連携を図る。(2)常時監視体制の強化を図る。(3)防災施設の除雪を励行する。(4)部落会組織の活動と組織体の強化。特に、文化財愛護団体の強化を図る。(5)文化財の修理、補強に努める。	県教委、市教委、 観スポ、関係団体
9. 冬山登山の 指導	(1)高校生の冬山登山に対する適切な指導助言をする。(2)冬山登山の基礎訓練を実施する。(3)登山服装の点検をする。(4)登山届け出を励行する。	県教委、関係団体

第9 通信施設対策

豪雪及び雪崩による通信連絡の途絶を防止するため、関係機関と協力して適切な措置を 講ずる。

第 10 電気供給施設対策

電気供給設備の確保について、関係機関は緊急事態における協力体制を整える。

第11 異常積雪時の建物除雪

1 公共建物

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において「第13節公共施設災害予防計画」に基づき、それぞれ計画を立て、異常積雪を考慮し、市はこれらの総合的な調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を行えるよう対策を講ずる。

2 一般建物

市は、降雪及び積雪の状況により、町内会等を通じて一斉に屋根の雪下ろしを実施するよう監励して、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。

特に、被保護家庭については、民生児童委員等地域住民の協力による除雪対策の確立に 努める。

> 資料編 1章-15節-4「男鹿市豪雪対策本部設置要綱」 資料編 1章-15節-5「男鹿市除雪対策本部編成表」

第16節 農林業災害予防計画

担当部署	対策の概要
産業建設部	□ 管理施設の維持管理、予防事業の推進
防災関係機関	

第1 計画の方針

圃場整備等の農業用施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 現況

農村部は労働力の高齢化と兼業農家の増加に伴い、農地や農業用施設の維持管理の低下が進行している。

2 対策

- (1) 老朽化した頭首工、樋門、揚配水機場、水路等の用排水施設については、県営又は団体営事業で補強、改修を実施する。
- (2)農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新、補修、 ため池の補強等、総合的に農地防災事業等を推進し、農地や周辺の宅地及び公共施設等 の湛水被害等、災害発生の未然防止を図る。

資料編1章-16節-1「農用地等湛水予防個所」

第3 農作物

1 現況

農作物の豊凶は、気象条件や栽培技術水準により左右される。収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布、栽培技術の向上に努めている。

2 対策

- (1) 農業気象情報の周知徹底
 - ア 定期的に農業気象速報(作況ニュース等を含む。)を作成配布するなど、農家への徹底を図る。
 - イ 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、報道機関等の協力を得て 災害予防対策の徹底を図る。

(2) 栽培技術指導等

- ア 気象条件に対応できる栽培技術の向上に努める。
- イ 関係機関との連絡体制を確立し、相互に栽培技術の向上に努める。

第4 農林災害対策

- 1 風水害対策
- (1) 水害対策

ア 予防対策

- (ア) 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。
- (イ) 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。
- (ウ) 農地、農林施設などの水害を予防するため、関係機関等との連携を図る。

イ 事後対策

(ア) 水稲

- a 泥水の流入を防ぐとともに、早期排水に努める。
- b 冠水した稲は水分を失いやすく、また、活力が低下しているので、急激に乾か さないで浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。
- c いもち病、白葉枯病、黄化萎縮病、アワヨトウ等の病害虫防除を徹底する。

(イ) その他作物

- a 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。
- b 中耕、培土及び追肥等により、生育の回復を図る。
- c 早期に病害虫防除を実施する。

(ウ) 畜産

- a 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の 実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。
- b 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料 の確保に努める。

(エ) 林業

a 林地や林業用施設の復旧は、災害関連各種復旧事業等により、早期復旧を図る。

(2) 風害対策

ア 予防対策

- (ア) 水稲 深水管理により、異常蒸散を阻止する。
- (イ) 果樹等

- a 風害軽減のため、防風網、防風林等を設置する。
- b 支柱の設置及び棚の補強等により、倒木、倒伏を防止する。
- c 収穫適期における収穫作業の促進を図る。

(ウ) 施設園芸作物

- a ハウス等の補修、補強を実施する。
- b 防風網を設置する。

(エ) 畜産

畜舎の補修・補強を実施する。

(才) 林業

保育、間伐等適切な森林施業を図り、健全な森林育成に努める。

イ 事後対策

(ア) 水稲

- a 早期立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。
- b 白葉枯病の防除を徹底する。

(イ) 果樹等

- a 倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する。
- b カスガイ等による枝裂け部の接着を実施する。
- c 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。
- d 早期に病害虫防除を実施する。
- e 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

(ウ) その他作物

- a 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。
- b 早期に病害虫防除を実施する。
- c 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。

(エ) 畜産

損傷施設に応急措置を講じ、風雨の侵入を防ぐ。

(オ) 林業

被害林木の放置による病害虫の発生、林地の崩壊及び被害木の早期処理を実施するとともに、土砂流出の防止を図る。

2 雪害対策

ア 予防対策

(ア)農作物

- a 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤、土、籾がら燻炭等の散布により融雪の促進を図る。
- b 水稲等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤を散布するほか、機械 等による強制除排雪に努める。
- c 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。
- d 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、 降雪後の冠雪除去、枝の堀上げを実施するとともに、大雪のときは共同による除 排雪を実施する。
- e 獣害被害防止のため、野兎共同捕獲体制の整備、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励 行する。

(イ) 農業用施設

- a 降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。
- b 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。
- c 消雪パイプ、流雪溝等の設置を推進する。

(ウ) 畜産

- a 作業事故及び家畜の事故防止を図るため、早期雪下ろしと畜舎周辺の除排雪に 努める。
- b 輸送事情等の悪化及び凍結等による生産物の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷の路線の確保に努める。
- c 輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないよう、余裕のある備蓄計画に努める。
- d 積雪による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。
- e 冬期間に多発する疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。

(工) 林業

適切な森林施業を行うことにより、雪に強い森林を造成する。

イ 事後対策

(ア)農作物

- a 果樹等で損傷した枝のうち、回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能 なものは裂開部をボルトやカスガイで強要接着させる。
- b 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。
- c 枝折れ、食害による損傷部に塗布剤を塗り、樹体を保護する。
- d 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。

(イ) 林業

- a 被害林木の放置による病害虫の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。
- b 雪により倒伏した林木のうち、被害の軽微なものは雪おこし作業を実施し、そ の回復を図る。

3 霜害及び冷害対策

ア 霜害予防対策

- (ア) 水稲、野菜等
 - a 育苗期間中の二重被覆、深水管理等による夜間保温を励行する。
 - b トンネル、キャップ等の被覆資材の活用による保温対策を励行する。
 - c スプリンクラー等による散水設備の設備を図る。

(イ) 果樹、たばこ

- a 重油、固形燃料等を燃焼させて直接気温を上げる。
- b 被覆資材の活用による霜害を防止する。

イ 霜害事後対策

(ア) 果樹

- a 結実量確保のために人工受粉を励行する。
- b 被害程度に応じた摘果を実施する。

ウ 冷害予防対策

(ア) 水稲

- a 品種の適正配置により危険分散を図る。
- b 十づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。
- c 健苗育成により初期生育の促進を図る。
- d 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。
- e 計画的な水管理により適正水温を確保する。
- f 病害虫防除を徹底する。

(イ) 野菜、花き等

- a 被覆資材の活用により保温に努める。
- b マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

4 干害対策

ア 予防対策

(ア)水稲 用水の計画的利用を推進する。

(イ) その他作物

- a 土壌改良等により土壌保水力の増加を図る。
- b 地表被覆により蒸発散防止を図る。
- c スプリンクラー、うね間灌水施設等を整備する。
- d 水源かん養、干害防備等保安林の整備、拡充を図り、干害の発生を抑制する。

第17節 流出油等災害予防計画

担当部署	対策の概要									
■ 総務企画部	□ 油等流出等の汚染、火災等の二次災害対策、関係機関との連携									
■ 市民福祉部										
■ 防災関係機関										

第1 計画の方針

船舶及び陸上施設等から海上又は河川に油等が流出した場合の災害は、広域かつ防除作業が困難であり、沿岸汚染、火災等の二次災害の要因となることから、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材を整備するとともに、相互の協力が必要である。

第2 設備、資機材の整備等

1 現況

船川港において発生する大量の油流出事故等、又は船舶等の火災に対処するため、秋田 県石油コンビナート等防災計画が定められており、より効果的な防災活動の確立に努めて いる。

2 対策

- (1) 災害の未然防止
 - ア 施設を定期的に点検して漏油防止に努める。
 - イ タンカー荷役作業中は、監視員を配置し、危険物の種類に鑑み有効な場合は、作業 用オイルフェンスを展張する。
 - ウ 船舶及び事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い、防災思想の高揚を 図る。
- (2) 防災資機材の整備・備蓄
 - ア 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
 - イ 回収した油吸着剤等を焼却する施設を整備する。
 - ウ ガス検知器及び防災無線の整備を促進する。
 - エ 資機材を定期的に点検し、老朽化したものについては計画的に更新する。

第3 訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に 積極的に参加する。

第4 相互援助体制

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに、相互援助に関する協定を締結 する。

第18節 文化財災害予防計画

担当部署	対策の概要							
■ 観光文化スポーツ部	□ 施設の維持管理、文化財の保護							
■防災関係機関								

第1 計画の方針

文化財は地域の歴史と文化等を正しく理解するため、また、文化的向上のため地域住民の貴重な財産である。これらの文化財を災害から防護し、これを後世に伝えるために管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。

第2 文化財

1 現況

当市は、建造物、絵画、工芸等の文化財がある。これらの文化財は災害に対して極めて弱く、特に防火対策が最も重要な課題となっている。

資料編 1章-18節-1「指定文化財一覧表」

2 対策

- (1) 文化財管理者に対する指導の徹底
 - ア 火気使用の制限

火気使用は一定の場所で行い、指定建造物の周囲では喫煙、たき火等を厳禁する。

- イ 火災危険の早期発見と改善 定期的に防火診断を受け、防火管理者、火元責任者による自主検査を実施する。
- ウ 火災警戒の徹底 定期巡視を実施する。
- エ 防火施設の整備
- (ア)消火設備(消火器及び簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓、スプリンクラー動力 ポンプ設備等)
- (イ) 警報設備等(自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関通信設備等)
- (ウ) その他の設備(避雷設備、消防用水、消防進入道路、防火扉、防火帯、防火壁等)

オ 文化財の搬出

- (ア) 指定文化財ごとに、文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、搬出 に当たっての保全に努めること。
- (イ) 各指定文化財の避難搬出場所を定めておくとともに、搬出用具をあらかじめ準備しておくこと。
- (ウ) 各指定文化財の搬出には、災害の種別、規模等を想定して、それぞれ対策を樹立 すること。

第3 史跡、名勝、天然記念物等

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は鉱物、植物、動物等多種多様であり、これらを災害から防 護するため、各管理者はそれぞれ性質に応じた対策が必要である。

2 対策

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標柱、説明板、境界標、囲柵等を整備する。
- (2) 警報、防火、消火、避雷、盗難防止のための施設を整備する。
- (3) 定期的なパトロールにより、防災総合診断を実施し、危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (4) 災害により土地及び定着物が損傷し、指定動植物が衰亡のおそれがある場合は、必要な修理、保護増殖を行う。
- (5) 防災責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。

第19節 特殊災害予防計画

•	担当部署	対策の概要								
■ 4	各部局	□ 関係機関との連携、予防体制の確立								
	防災関係機関	□ 道路管理者、消防機関、警察署、秋田海上保安部								

第1 計画の方針

近年の都市化の進展、社会経済の複雑多様化に伴い、事故の態様も大規模、特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発的な重大な事故を防止するため、防災 関係機関と連携し、防災活動が効果的に実施できる体制の確立を図る。

第2 海上災害の予防対策

1 現状

海上交通の発達と船を利用した魚釣りの増加、マリンスポーツの発達により、海上及び 港湾等における災害はさらに増加する傾向にある。

2 対策

- (1) 船舶に対し、船舶安全法、港則法、海上汚染及び海上災害に関する法令の遵守について指導監督する。
- (2) 防災訓練の実施

秋田海上保安部は、県、市町村及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(3) 海上防災知識の普及

秋田海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

第3 トンネル災害

1 現況

市内には県道男鹿半島線の生鼻崎トンネル、館山トンネル、戸賀トンネルがあり、交通量の増加に伴い災害の危険性が増大している。

2 対策

- (1) 危険物、高圧ガス等の運搬のためのタンクローリー等の輸送量が増加しているので、 これらの運行、管理者及び運転者の安全運転の励行を図る。
- (2) 有資格者の乗務、保安教育の徹底など、運送事業者の自主保安体制の確立を図る。
- (3) 各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防署等への早期通報体制の確立を図る。

第4 石油コンビナート等災害

1 現況

市内には石油備蓄基地や製油所等があることから、石油コンビナート等市街防止法に基づく特別防災区域が設定されており、特定事業者は当区域での災害防止に努めている。

2 対策

特別防災区域での災害の発生及び拡大を防止するため、「秋田県石油コンビナート等防 災計画」により予防対策及び応急対策等を実施する。

資料編 1章-19節-1「石油コンビナート等特別防災区域」

第5 航空機災害

1 現況

国内における航空機事故の発生は、数年に1回と非常に少ない現状にあるが、この種の 事故は一度発生すれば大惨事となっている。

2 対策

- (1) 災害発生時における関係機関への通報、連絡が容易に行えるよう、通信施設の整備に努める。
- (2) 平素から被害想定に基づいた訓練を行い、消防活動に必要な知識、技能を習得しておくことが必要である。
- (3) 航空機災害に際して、一貫した消火救難活動を実施するため、消防機関及び秋田救難隊災害応急対策に関する相互応援協定等を締結する。

第20節 廃棄物処理計画

担当部署	対策の概要
■ 市民福祉部	□ 廃棄物処理体制の整備
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害地域における生活ごみ等(一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ)、し尿等 (水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿)、がれき(損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートガラ、廃木材等)、環境汚染が懸念される廃棄物(アスベスト等)及び流木等の収集・処理が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

- 1 防災体制の整備
 - (1) 一般廃棄物処理施設や収集運搬車両駐車場の浸水対策を講じるほか、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
 - (2) 一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の能力を超える場合や処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (4) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (5) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
 - (6)次の事項等を含む災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における災害廃棄物処理実 行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ①緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
 - ②災害によって発生した廃棄物(生活ごみ、し尿、がれき等)の一時保管場所となる 仮置場の配置計画
 - ③有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画

第21節 避難計画

担当部署	対策の概要								
■ 総務企画部	□ 避難所等の指定・整備、避難誘導体制の整備、								
	避難所の開設・運営体制の整備、福祉避難所の確保								
■ 防災関係機関	□ 消防本部、警察署								

第1 計画の方針

土石流、がけ崩れ、洪水、大規模火災などが発生した場合において、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担など体制の構築に努めるほか、住民等が安全に避難できるよう、避難所等の確保や避難誘導体制の整備を推進し、安全避難の環境整備を図る。

また、平常時から安全な避難所、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等を住民に周知徹 底するとともに、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立 して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

なお、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者を適切に誘導するための体制整備に特に留意するとともに、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民・要配慮者等に対し周知徹底を図るものとする。また、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努める。

第2 避難所等の指定・整備

1 現況

指定避難所及び指定緊急避難場所については、地域の特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、継続的にその見直しを行い、住民や要配慮者に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

特に、土石流や急斜面等の土砂災害に対しては危険箇所ごとに警戒、避難及び伝達体制の整備に努めるとともに、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるように伝達することなどに努め、積極的な避難行動の喚起を図る。

資料編 2章-10節-3指定避難所施設一覧表 資料編 2章-10節-4指定緊急避難場所一覧表 資料編 2章-10節-5指定緊急津波避難場所一覧表

2 対策

(1) 指定避難所の指定

ア 指定避難所の指定

市は、災害対策基本法第49条の7に基づき、風水害等の災害により家屋が倒壊し、 または被害を受けるおそれがある者及び要配慮者の収容保護を目的とした安全な避難 所を指定し、広報紙等により市民に周知徹底する。

指定避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小中学校、公 民館、コミュニティセンター等の公共建築物の指定を基本とするが、公共建築物がな い地域については旅館等民間施設管理者の協力を得て指定する。

指定避難所に指定した学校施設については、避難所として利用する際に教育活動の場としての配慮を行う。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に施設管理者と調整を図る。

なお、集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落 ごとに集会所、公民館、寺院等を一時的な避難所として活用し、これを経由して指定 避難所へ避難する。

面積は避難人口一人当り原則として2㎡以上とする。この際、昼間人口も考慮する。 なお、指定された避難所までの距離が遠くなる地域については、各地域の集会所、 公民館等を一時避難所として活用し、これを経由して指定避難所へ避難する。

また、避難が長期化した場合を想定し、良好な生活環境を確保するために必要な換気、照明灯等の設備や資機材の整備に努め、または必要なとき、直ちに配備できるよう準備に努める。

さらに、福祉避難所の不足時の対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 について、平常時から防災部門と市民福祉部門が連携して、あらかじめホテルや旅館 等の活用等を含めて検討するものとする。

イ 給水体制と資機材の整備

- (ア) 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために 給水の実施体制を整備する。
- (イ) 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒 剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑

に行う体制を整備する。

(ウ) 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害の種別ごとに災害発生後の指定緊急避難場所として、学校施設のグラウンド、公園、広場等を指定する。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても指定緊急避難場所とすることができるものとする。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として使用できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。

住民等には、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることや、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から周知徹底に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定にあたっては、水害と土砂災害との同時発生等、複合 的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、見直しするも のとする。

また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を図るものとする。

【指定の要件】

- ア 各地区で予想される災害に対して安全であること。特に大火災に対してはできるだけ木造家屋密集地から300m以上離す。
- イ 避難場所には努めて給水施設及びトイレを整備する。

(3) 避難所等の環境整備

避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう次の事項に留意 し、避難所等の環境整備を図ること。

- ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄
- イ 医療救護、感染症予防、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備
- ウ毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- エ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の 整備
- オ 避難者数を想定して、仮設トイレ、マットなど高齢者等の要配慮者にも配慮した施

設・設備の整備に努める。

(4) 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知徹底

指定避難所及び指定緊急避難場所は、以下の方法により周知する。

- ア 指定避難所及び指定緊急避難場所には、標識を設置し、避難所等の案内板や誘導標識を設置する。
- イ 市広報紙、市ホームページへの掲載や避難所マップの配布及び各種会合等あらゆる 機会を通じて周知させる。
- ウ ハザードマップ等による避難所、避難方法等について、住民へ周知するとともに訓練等を通じ、現場を確認させる。
- (5) 避難伝達体制の確立
 - ア 避難伝達責任者を指名するとともに、町内会等の組織を活用して伝達系統を整備する。
 - イ 伝達の手段、伝達のための資機材を整備する。

第3 避難誘導体制の整備

1 現況

市では、現在指定している避難所及び避難場所を明示するため標識の設置を推進し、災害時における避難誘導体制の整備に努めている。

2 対策

(1) 避難誘導の実施

避難誘導体制の整備については、以下に示す避難誘導の実施要領に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。

- ア 広域的な災害による避難勧告・避難指示(緊急)が出された場合、市は原則として 警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、住民も身の安全を図るため、自主的に最寄 りの「避難所、避難場所」または、公園、空き地等の安全な区域に避難する。
- イ 広域的な災害による避難勧告・避難指示(緊急)を出した場合、市は対象とする区域へ防災行政無線等で避難を呼びかけるとともに、職員や消防団員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。また、その際、警察署、消防署、町内会等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は町内会等単位に住民を集合させた後、その都度指定された「避難所」等に誘導する。
- ウ 市長は、避難勧告・避難指示(緊急)を出す場合、最も安全に避難できる方向、場 所等を指示するために必要な災害状況について、警察署長及び消防長に意見を求める

ことができる。

- エ 消防署は、避難の勧告・避難指示(緊急)を市が出そうとする場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な 避難方向を市長、警察署長等に連絡する。
- オ 警察署は、交差点等の要所に誘導のための警察官を配置し市民の避難誘導に努める。
- カー市、警察署、消防署、町内会及び住民は、要配慮者の避難に配慮する。

特に、交差点や橋梁等の混雑予想地点においては、「要配慮者」の優先的な避難誘導に努める。

キ 車による避難の検討

津波・洪水、土砂災害等からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則としつつ、要配慮者等を車による避難も考慮して、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指し、各種避難計画等の検討を推進する。

ク 二度逃げ避難先の確保

津波・洪水、土砂災害等の被害から一時退避できる緊急避難先の整備、災害の状況 によってはさらなる避難が可能となるような避難先について、あらかじめ地域住民へ 周知し、防災訓練等において、点検・確認しておく。

(2)標識等の整備

ア 避難所周辺の安全性の確保

市は、避難所・避難場所周辺について安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

イ 誘導標識等の整備

市は、誘導標識、避難所の標識等の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等をも含めた標示内容の再検討を行い分かりやすい標識の整備を進める。

ウ 避難所等への案内板等の整備

多数の人が集まる場所を中心として、滞在者等地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難所等としての周知を果たすよう 案内板の整備に努めるほか、夜間帯並びに停電時においても速やかな避難行動を促す ための避難補助施設等の配備を進める。

(3) 避難誘導体制の確立

ア 状況判断基準等の確立

市及び消防署は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等について迅速 に把握し、関係機関・隣接地区との連携により適切な避難誘導を行うために必要な 体制の整備を進める。また、担当部局では、災害種別ごとに避難準備・高齢者等避 難開始・避難勧告・避難指示(緊急)を適切に発令するための判断基準等の確立を 図る。

なお、過去の災害を踏まえ、適切に避難行動がとられるよう、平成 28 年 12 月から避難情報の名称が変更(「避難指示→避難指示(緊急)」、「避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始」)、運用を開始したことから、市民や要配慮者利用施設の管理者等等に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動が確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。

さらに、市は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

避難準備・高齢 者等避難開始	気象予報・警報、土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告又は 避難指示(緊急)の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者を安 全かつ円滑に避難及び風水害による被害のおそれが高い区域の 居住者等の自主的な避難を促進するため通知する。 なお、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に 発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯で の提供に努めるものとする。
避難勧告	災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が 拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当 該被災地域又は被災するおそれのある区域の住民や滞在者等に 対し、地域防災計画で指定した指定避難所又は指定緊急避難場所 (公共施設等)への避難を促すために通知する。
避難指示(緊急)	被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難 指示 (緊急)」に切り替えて通知する。
屋内での待避等 の指示	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を指示する。
避難解除	避難の必要がなくなったとき、避難の解除を通知する。

イ 避難先の安全確保

(ア) 施設管理者との協議

市は、避難した住民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者、指定管理者等と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

(イ) 避難所等の安全化

市及び消防署は、避難所・避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

(ウ)情報通信手段の整備

市は、状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難所等に災害時優先電話・FAX、非常用電源、衛星携帯電話等の情報通信手段の配備を進める。

ウ 避難誘導体制の整備

警察署は住民・滞在者の避難所等への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・誘導方法の整備について、調査・研究し災害時に備える。

また、大規模災害が発生した場合における署員の動員方法などについて、あらかじめ署員に周知徹底する。

エ 広報活動の推進

市は、大規模災害発生時の避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して災害発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

オ 情報伝達体制等の充実

(ア) 避難勧告等の判断マニュアル等の充実

防災対応や避難誘導に係る行動ルールについて、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等を整備し、避難の判断基準、避難誘導方法、避難所等への情報提供、広報、情報伝達体制等の充実を図る。また、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令できるよう、必要により県に助言を求める。

(イ) 避難時の声かけ

市民一人ひとりが率先避難者になると同時に、隣近所への声かけや地域の中での情報伝達体制を確立するため、市民の絆を強め、地域のネットワークの強化と啓発に努める。

第4 避難所の開設・運営体制の整備

- 1 避難所の開設・運営体制
- (1) 避難所の開設・運営マニュアルの作成

市は、「避難所の設置・運営マニュアル(感染症対策編含む)」並びに「福祉避難所の設置・運営マニュアル」等の整備を推進する。

また、作成過程において、自主防災組織等の多様な主体の意見を聞き、住民の参画の上で作成し、計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

(2) 避難所外避難者への支援

市は、指定避難所以外(知人宅、車中、テント等)に避難している者について、その 状況把握と食料や生活用品等の提供に必要な体制の整備に努める。

(3) 帰宅困難者の支援

ア 市は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等 について、平時から広報に努める。

- イ 交通事業者や市は、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、予め確保できるよう相互の連携に努め、情報共有を図る。
- ウ 公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒 用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法を予め定めるよう努める。
- (4) 女性の視点から捉えた避難者対策

避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。

2 要配慮者対策

(1) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備及び指定

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等、必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

資料編2章-10節-3指定避難所施設一覧表

イ 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や、被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(2) 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援 者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行 われるように努める。

- (3) 要配慮者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。
- (4) 市は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報(特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること)を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品(必要な物資や予備薬品等)の準備を啓発する。

なお、要配慮者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの避難所 等の状況把握の促進に努める。

(5) 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー 化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料につい てあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。この場合、秋田県災害医療救護計画、生活 関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力 体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

(6) 社会福祉施設の管理者は、市町村及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて町内会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。

- (7) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。
- (8) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動を とるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた 防災訓練の実施に努める。

第5 孤立集落対策

- 1 孤立集落対策
- (1) 市は、道路交通途絶等によるアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能 となるおそれのある地域について、集落間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、 防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、

定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

- (2) 市は、通信機器の非常用電源の確保及び大規模停電時の確実な切り替え、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、日頃からの通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。
- (3) 市は、集落の孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- (4) 市は、できるだけ災害の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、交 通途絶による集落が孤立した場合を想定して、住民の避難支援、二次災害防止対策等を 推進し、周辺住民にその危険性を周知しておく。
- (5) 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- (7) 市は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の 確保に努める。

第22節 医療計画

担当部署	対策の概要
■ 市民福祉部	□ 医療体制の整備、関係機関との連携
■ 防災関係機関	□ 男鹿みなと市民病院

第1 計画の方針

災害発生時における救急医療活動が的確に実施できるようにするために、平常時から初期医療及び後方医療の体制を整備する。

さらに、医療救護及び救護所の機能を十分発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づき、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。

また、災害の規模が広域にわたり一度に多数の死傷者がでた場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備や、県の災害派遣医療チーム(DMAT)等の活用促進など、相互応援体制の促進を図る。

第2 初期医療体制の整備

1 現況

医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て救護班の出動体制が整備されている。

- 2 医療体制の整備
- (1) 医師会等との協定の締結に努める。
- (2) 医師会等との連絡体制を整備する。
- 3 災害医療救護計画

市は、「災害医療救護計画」と整合する「市災害医療救護計画」(仮称)を策定する。 また、災害発生時には「市災害医療救護計画」(仮称)に基づき、迅速かつ的確な医療 救護活動の実施に努める。

なお、平時においては以下の事項の実施に努める。

- (1) 市医療救護計画(仮称)では、避難所の配置と併せ救護所の適切な配置計画を策定する。
- (2) 救護所への患者搬送体制、情報連絡体制の確保、救護所への医療機材、水、非常用電源の供給等について具体的な行動マニュアルを策定する。
- (3) 市内の医療救護の活動拠点となる「災害医療施設」を確保する。
- (4) 「災害医療施設」に必要な医薬品・医療機材の備蓄及び水非常用電源の確保等に関す

る支援体制を構築する。

- (5) 福祉施設の居住者等要配慮者に関する情報把握に努める。
- (6) 災害・救急医療情報システムへ防災・医療情報の提供を行う。
- (7) 地域医師会・地域歯科医師会と医療協力協定を締結する。
- (8) 近隣市町村と災害時の相互支援協定を締結する。

第3 後方医療体制の整備

1 現況

災害時における後方医療は、男鹿みなと市民病院及び市内の医療機関に依存することと なる。

2 対策

- (1) 平常時から災害発生時に負傷者を収容する医療施設の実態の把握に努める。
- (2) 各施設、関係機関との連絡体制の確立に努める。

第4 広域的救護活動

1 現況

大規模災害の発生によって医師等が不足し、又は医薬品、医療資器材等の不足を補うため広域医療体制の整備が必要であり、「秋田県災害・救急医療情報システム」に協力し、整備を図っている。

- 2 広域的救護活動
- (1) 災害時に必要とする応急医薬品及び衛生材料を常時一定量備蓄し、供給の確保を図る
- (2) 秋田県赤十字血液センターと連携をとりながら、供給の円滑化を図る。
- (3) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に速やかに対処できるよう、隣市村等との広域 医療体制の整備に努める。
- (4) 医師会等の協力体制の確立に努める。
- (5) 秋田周辺地域救急・災害医療協議会と連携し、広域災害医療対策の強化を図る。
- 3 連携体制の整備

市は、相当規模の災害発生時には、市災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するため、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等(以下「郡市医師会等」という。)地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関との連携体制を整備する。

(1) 県災害医療対策本部への要請

災害の種類や規模に応じ、市で対応が困難な場合は、県災害医療対策本部に対し、必要な医療支援を求める。特に、災害急性期においては、災害派遣医療チーム (DMAT)

の派遣を要請する。

(2) 災害医療の研修、訓練の実施 災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

- 4 地域災害医療対策本部の設置
- (1) 地域災害医療対策本部

市は、県が被災二次医療圏ごとの医療活動支援のため設置する「地域災害医療対策本部」との連携を推進する。

- (2) 地域災害医療コーディネーター
 - ア 地域災害医療対策本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行 う地域災害医療コーディネータ(以下「地域コーディネーター」という。)を配置する。
 - イ 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、地域災害医療対策本部に地域災害医療連絡調整員(以下「地域連絡調整員」という。)を配置する。
 - ウ 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、災害医療に精通し、かつ、当該地域 医療の現状について熟知している者として、郡市医師会等が推薦する者のうちから知 事が委嘱する。
 - エ 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。
 - オ 自家発電機の発電容量については、救急医療や手術等の急性期の医療機能や、電子 カルテシステム等を含む病院情報システム等のネットワーク等の病院の基本的な機能 を維持するために必要な発電容量を確保する。
- (3) 災害医療センターの配置
 - ア 基幹災害医療センター
 - (ア) 秋田大学医学部附属病院を基幹災害医療センターに指定する。
 - (イ) 災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研究、教育活動を行う。
 - イ 地域災害医療センター
 - (ア) 二次医療圏の災害拠点病院を地域災害医療センターに指定する。
 - (イ) 災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研修、訓練を行う。
 - (ウ) 地域災害医療センターの配置は次のとおりとする。

二次医療圏	地域災害医療センター
秋田周辺	秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、 秋田県立循環器・脳脊髄センター、市立秋田総合病院
能代・山本	能代厚生医療センター

第23節 要配慮者の安全確保に関する 計画

担当部署	対策の概要
■ 市民福祉部	□ 要配慮者の安全確保、関係機関との連携
■ 観光文化スポーツ部	
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害発生時においては、自力で避難することが困難な高齢者、児童、生徒、障がい者や 日本での災害情報が理解しにくい外国人及び地理の不案内な旅行者等、何らかの介助支援 を必要とする方々等「要配慮者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が重要であ る。

このため、市は要配慮者の支援業務を的確に行うため、医療機関および社会福祉施設などの関係機関と協力し、情報の収集伝達、避難誘導及び避難生活などに関する避難支援プランの作成をしている。(「男鹿市災害時要援護者避難支援プラン」を平成22年10月に作成)今後必要に応じプランの見直しを行うとともに、平常時から地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者の実態を把握し実情に応じた支援対策の確立に努める。

また、関係機関との連携などにより、在日・訪日外国人や旅行者等の円滑な避難誘導等、 安全な確保対策に努める。

第2 要配慮者避難支援プラン

- 1 基本的な考え方
- (1) 要配慮者に対する避難支援は、自助・地域(家族、町内会、民生委員、自主防災組織等)の共助と、消防、警察、社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係機関等の支援を基本とする。
- (2) 市は、要配慮者への支援対策と対応した避難準備・高齢者等避難開始(要配慮者を対象とした避難)を通知する。

避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者及び避難支援者に対し、迅速で確実な伝達 されることが重要であり、これを伝達するための体制の整備が不可欠である。

(3) 市は、避難行動要支援者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、

避難行動要支援者名簿を作成し電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、本人の同意のもと個別の具体的な支援計画を策定しておくことが必要であること。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、収集した個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報保護法を遵守するとともに、市・町内会及び民生委員、自主防災組織、避難支援等の実施に携わる関係機関等と情報を共有し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図り、災害時に備える。

- (4) 避難行動要支援者名簿については災害対策基本法により、次のとおり整備するものとする。
- ○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下のとおり
 - ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ② 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
 - ③ 要介護3以上の認定を受けている者
 - ④ 身体障害者手帳1・2級に該当する肢体障がいを有する者、視覚障がい及び聴覚障がいに該当する障がいを有する者
 - ⑤ 療育手帳制度に規定する療育手帳の交付を受けている者
 - ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (7) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
 - ⑧ 前各号に準じる状態にある者で、自ら支援を希望する者

○名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害発生時における在宅避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため、 市は住民基本台帳、高齢者台帳、要介護認定台帳、身体障がい者更生指導台帳、療育手 帳交付台帳、精神障がい者保健福祉手帳交付台帳等により避難行動要支援者情報を収集 するほか、町内会、自主防災組織、民生委員、市社会福祉協議会等を通じて、地域の避 難行動要支援者の実態把握に努める。また、県及びその他の関係機関に対しても、難病 患者に係る情報等、避難行動要支援者の実態把握に必要な情報の提供を求め、積極的な 情報の取得に努める。実態把握した情報に基づき、市民福祉部において避難行動要支援 者名簿等を作成する。なお、災対法改正前に作成していた「災害時要援護者名簿」につ いては、改正後の災対法第49条の10に基づく避難行動要支援者名簿として取り扱うも のとする。

避難行動要支援者名簿には、以下の事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 作成した避難行動要支援者名簿等については、災害の発生に備え、家族・介護者及び 福祉・医療機関との連携のもと、避難行動要支援者本人等(認知症や障がい等により、 本人が、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断でき る能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等)から同意を得たものについ て、関係機関に名簿情報を提供し、共有できるように努める。ただし、災害発生時に生 命・身体に危険がある場合は同意の有無にかかわらず名簿の一部又は全部を提供するこ とができる。

○避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿を 年一回更新し、名簿情報を最新の情報に保つよう努める。

- (1)新たに市に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定 を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する とともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援 等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (2)転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合についても、避難行動要支援者名簿から削除する。
 - ○名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 市は、避難行動要支援者名簿を保持する機関に対し、以下のとおり指導を行う。
- (1)避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や

障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- (2)市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (3)災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4)施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (5)受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6)避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避 難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (7)名簿情報の取扱状況を報告させる。
- (8)避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

第3 避難直後の救出・救助

同時多発的かつ広範囲にわたる災害発生時における要配慮者の救出、救助については、 家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は、地域 住民による自主的な防災活動の主体となるべき組織である「自主防災組織」等の育成強化 に努め、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における支援体制の確立に努 める。

第4 避難に関する配慮

災害発生時における要配慮者の避難については、避難支援プランに基づき安全かつ的確な対応をするため、市は医療機関及び社会福祉施設などの関係機関などと協力し、避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などにおける支援体制の整備を図る。

1 避難誘導

市、福祉施設管理者等の関係機関は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される困難な事情に配慮した防災訓練を行うとともに、家族の役割を啓発し、町内会、民生委員及び自主防災組織等が平常時から近隣の避難行動要支援者の実態把握(名簿整備)を行い、あらかじめ、避難支援者や、支援方法、避難先を決めておき、緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努める。

2 災害情報の伝達

市、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある要配慮者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。

また、要配慮者の中には避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保する。

3 避難生活

市、福祉施設管理者等は要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の改善に努めるとともに、避難支援等関係者の安全確保に関する措置を定める。

避難支援等関係者の安全確保に関する措置を定めるに当たっては、要配慮者や避難支援 等関係者を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。そ のうえで、一人ひとりの要配慮者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理 解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられな い可能性もあることを理解してもらうよう努める。

また、平常時からホームヘルパー、民生委員等の協力体制を確保し、災害時の避難収容 施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助に体制づくりに努める。

4 避難所運営マニュアル等の整備

要配慮者に配慮した避難誘導や避難所の管理・運営に係る行動ルール等について検討し、「避難所運営マニュアル」等の整備を推進する。

第5 要配慮者利用施設における体制の整備

1 体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、市及び関係機関と調整し介護保険法関係法令等に基づく、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、防災組織体制の整備を図るとともに、町内会、地域住民等との協調体制の確立に努める。

特に、施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、警察、消防、医療機関その他関係機関との緊急連絡体制の確立に努める。

また、食料、飲料水、生活必需品及び常備薬等の確保に留意する。

2 救助及び避難誘導

要配慮者利用施設の管理者は、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施できる体制の整備を図る。

市は、施設管理者等の養成に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するための体制の整備を図る。

3 搬送及び受入先の確保

市及び要配慮者利用施設の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等、体制の整備を図る。

第6 外国人及び旅行者等の安全確保対策

国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。在 日外国人と訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた 迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める必要がある。

市及び関係機関は、市内に居住又は来訪する外国人並びに旅行者への災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努める。

1 的確な情報伝達のための防災環境づくり

市及び関係機関は、訪日外国旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。また、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

2 防災教育・広報

市は、避難所等の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、語学ボランティア等の協力を得て、外国人に配慮した防災教育及び広報に努める。

また、市の災害環境及び避難所等防災に関する基礎知識について、旅館組合等を通じ旅行者等に配慮した防災教育及び広報に努める。

3 地域における救援体制

市は、国際交流関係機関、秋田県災害多言語支援センター、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域コミュニティ団体の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者等の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。

第7 土砂災害、浸水想定区域内における警戒避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、土砂災害時に当該施設の利用者の円滑かつ 迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの名称及び所 在地について、地域防災計画において定め、警戒避難体制の整備を図る。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の2の規定により、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。なお、作成した計画及び訓練の実施については市長に報告する。市は要配慮者利用施設の避難確保

に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

資料編 1章-23節-1「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表」

- (1) 土砂災害警戒区域及びその発生原因となる自然現象の種類
- (2) 土砂災害に関する情報等の伝達方法
 - ア 十砂災害に関する情報の整理
 - イ 伝達手段と伝達経路

市は、災害発生時において、防災行政無線、防災情報メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等のあらゆる手段を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。民生委員、町内会、自主防災組織等は、要配慮者情報を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

ウ 避難誘導

市及び防災関係機関は、要配慮者の状態に基づき、災害時における家族及び地域の役割について啓発する。

民生委員、町内会、自主防災組織等は、平常時から要配慮者が避難の際に必要とする支援、留意事項を聞き取る等、避難誘導体制の確立に努めるものとする。寝たきり等により家族が移動させることが困難な要配慮者の避難については、町内会、自主防災組織、福祉関係機関等による支援体制の確立に努めるものとする。

- (3) 避難所に関する事項
 - ア 土砂災害の現象を考慮した避難所の選定と避難方法
 - イ 施設利用者の特性に応じた避難援護方法
- (4) 円滑な警戒避難を確保するうえでの必要な事項
 - ア 防災関連部局と福祉関連部局の連携方法
- 2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、洪水時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について、地域防災計画において定め、警戒避難体制の整備を図る。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、規定により、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。なお、作成した計画及び訓練の実施については市長に報告する。市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第24節 ボランティア活動との調整計画

担	旦当部署	対策の概要
■ 各	 子部局	□ 体制の整備、ボランティア活動の支援
■防	5災関係機関	□ 男鹿市社会福祉協議会

第1 計画の方針

災害発生時には、市及び防災関係機関等が災害応急活動に従事することとなるが、避難 所における避難生活の支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者 の生活再建のためには、ボランティア組織や個人ボランティア活動に依拠することが大き い。

このため、市は支援を要する業務や受入れ体制などを具体的に定めた災害受援計画のもと、関係機関と連携して、災害時に効果的なボランティアの受入れ体制の構築や、活動ができる環境の整備に努める。

第2 ボランティアの登録

市は、あらかじめ災害時に活動できるボランティアの登録制度の確立に努める。

第3 体制の整備

市は、ボランティア活動が円滑に効率的に行われるよう、組織体制の整備を図る。

資料編 1章-24節-1「秋田県災害ボランティア活動指針」

第4 ボランティアの分類

災害ボランティアとは、災害発生後に「市や防災関係機関等が行う応急対策の支援及び 被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団 体」である。

- 1 一般ボランティア
 - 災害時に被災者の救護活動、高齢者・障がい者等の介護等労務を提供するボランティア。
- 2 専門(技術)ボランティア

医師や看護婦、建築・土木関係の専門家、通訳、手話通訳者等の専門家。

第5 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次の事項が想定される。

- (1) 炊き出し、給食の配食その他の災害救助活動の支援
- (2) 清掃及び防疫の補助及び支援
- (3) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (5) 災害救助活動等に関し、資格や技能を要する専門業務
- (6) 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 外国人に対する通訳等

第6 災害ボランティア活動への支援

1 活動拠点の整備

市は、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管・宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。

なお、被害が甚大で活動拠点を設置することが困難な場合等は、県に活動拠点施設の提供を要請する。

2 災害ボランティア活動の環境整備

市は災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体等と連携を図りながら、災害に係わるボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。さらに市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、平常時の登録、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の準備・強化を推進するものとする。

3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市は、男鹿市社会福祉協議会へ災害ボランティアセンターの設置体制の確立、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に協力する。

市は、男鹿市社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める。

第25節 広域応援体制の整備計画

担当部署	対策の概要									
■ 関係部局	□ 応援・受け入れ体制の整備、事前の協定締結									
■ 防災関係機関	□ 消防本部									

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、 同時に隣接する市町村も大きな被害を受ける可能性もある。このことから、広域的な地方 自治体間の相互応援体制を確立しておくことや、被災を受けていない市町村等に応援を要 請し災害応急復旧対策を実施する必要があるため、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実 施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を 行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行 うものとする。

また、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第2 相互応援体制の確立

1 現況

(1) 北海道東北8道県相互応援協定

市は「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、災害支援を行うために必要な人的、物的支援体制を充実するとともに、被災時において支援が受けられるよう災害情報の受発信施設設備、緊急輸送道路ネットワーク、ヘリポート、港湾、漁港その他の地域の防災拠点となるべき施設・設備等被害支援の受入れ体制の整備に努める。

(2) 自治体間との協定の締結状況

名	称	締	結	年	月	日	覚	書	締	結	者	名
災害時における相互援助に関 する協定		平成 1	8年	4 F	2 (6 目	秋田県	具内]	13∄	ij		
災害時における 町村相互の応援	る秋田県及び市	平成 2	4年	1月	2 () 目	秋田県	具及で	が県内	125	市町	丁村

【第2編 一般災害対策】 第1章 災害予防計画

災害相互応援に関する協定	平成25年5月16日	宮城県多賀城市
--------------	------------	---------

(3) 指定公共機関との覚書の締結状況

名称	締 結 年 月 日	覚 書 締 結 者 名
災害時における男鹿市と郵便 局との協力に関する覚書	平成9年12月19日	男鹿市内10郵便局

(4) 民間団体との覚書・協定書の締結状況

名称	締 結 年 月 日	覚 書 締 結 者 名
災害時における男鹿市、男鹿清 掃興業株式会社との協力に関 する覚書	平成12年11月27日	男鹿清掃興業株式会社
災害時における男鹿市、秋田市 民消費生活協同組合との協力 に関する覚書	平成13年12月27日	秋田市民消費生活協同組合
災害時の応急対策活動協力に 関する協定書	平成19年11月22日	男鹿市建設業協会
災害時における物資の供給協 力等に関する協定書	平成20年11月20日	株式会社天野金物 株式会社伊徳 イオン東北株式会社

資料編 1章-25節-1「相互応援協定一覧表」

(5) その他

この他、様々な関係機関との災害時における相互応援協定の締結に努める。

2 対策

(1)協定の締結

市は災害について、適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他市町村との応援協定の締結を推進する。

(2) 応援要請体制の整備

市は災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 応援受入体制の整備

市は、他市町村等からの応援部隊が効率的に活動できるよう、「災害受援計画」として支援を要する業務や受入体制などを事前にかつ具体的に定め、大規模災害時に、市みずからの行政機能では対応できない事態に備えるとともに、職員への周知徹底を図る。また、連絡調整窓口を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

(4) 県等の機関に対する職員派遣の要請等

市は、災害時において県や国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、災害時の応急対策等について、市の区域内の公共的団体等に対して積極的な協力が得られるよう、協力体制を整備する。

(6) 他市町村災害時の応援活動

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられるよう、体制の整備を図る。また、県を通じ総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」等により、国から支援要請があった場合においても、直ちに必要な支援態勢をとるものとする。

(7) 遠方の防災関係機関との相互連携体制

市は、大規模な地震・津波、風水害等による同時被災を避ける観点から、特に、遠方に所在する市町村との協定締結を推進する。

(8) 燃料優先提供協定

大規模災害時には、交通網の被災により全国的な燃料の供給が不足する可能性がある。 災害対策の過程で燃料不足に陥ることを避けるため、市は災害時における燃料供給について、民間企業等との協定の締結を推進する。

第3 県内消防機関相互応援協定

1 現況

各消防機関は、消防組織法に基づき広域的な支援が円滑に行えるよう、各種協定・計画・ 要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、以下の協定を締結している。

名称	締結年月日	協定市町村名等	応 援 内 容
船舶火災の消火に関する 業務協定	昭和 44 年 11 月 1 日 (油流出・昭和 47 年 8 月 17 日)	秋田海上保安部	船舶火災 船舶からの油流出
消防相互応援協定	昭和 48 年 6 月 1 日	男鹿市、潟上市(旧天 王町)、大潟村、三種 町(旧八竜町)	火災その他の災害
秋田県広域消防相互応払 協定	平成6年12月1日	県内 17 消防本部	全ての災害
秋田県消防防災へリコラ ター応援協定	平成11年4月1日	秋田県	全ての災害

2 対策

市内に大規模火災が発生し、消防組織法等の規定による広域消防応援を受ける場合において、応援消防部隊の受入体制及び対応要領を樹立し、さらには消防部隊と応援消防部隊

との円滑な活動を確保し、応援消防部隊の活動が実行あるものにするため、各種訓練想定に基づく訓練を実施し、計画を習熟するよう努める。

第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定

電気、電話、ガス、水道等のライフライン事業者は、大規模災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制について必要な応援協定等の締結に努める。

第26節 食料、飲料水及び生活物資の確 保

担当部署	対策の概要	
■総務企画部	□ 支援体制の整備、事前の協定締結、備蓄等の維持管理	
■ 市民福祉部		
■ 防災関係機関		

第1 計画の方針

自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織が それぞれ備蓄するよう啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達 や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資 を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄や分散備蓄などに対して配慮するとともに、 備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。

第2 基本的な考え方

1 対策

(1) 公的備蓄

市は、地震被害想定及び県地域防災計画に定める備蓄計画に基づき、500人の3日 分の生活関連物資を備蓄し、男鹿市の災害備蓄物資表に基づき順次推進する。

資料編 1章-26節-1「災害備蓄物資表」

(2)流通備蓄

食品及び生活必需物資等については、物資の性格上流通備蓄を基本とし、民間業者との協定に基づき調達するほか、さらなる協定を締結するなど、その調達体制に努める。

資料編 2章-16節-1「食品調達先一覧表」 資料編 2章-17節-1「生活必需物資の販売業者一覧表」

(3) 市民の備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力についても適切な指導に努める。

ア 市民への家庭内備蓄の指導

3日分以上(推奨1週間)の食料、飲料水、生活必需品や、マスク等の感染症予防 用品について家庭内備蓄を励行し、広報等を利用してその普及に努める。

イ 事業所や自主防災組織等への食料、生活必需品、飲料水等の備蓄指導 災害発生時に備え、市内の事業所や自主防災組織等における食料、生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第3 備蓄品の整備目標

市は、備蓄品目の数量、内容及び調達方法ついて検討、見直しを行うとともに、常時500人分を確保することを目標とし、計画的に整備を進める。

第4 備蓄品目及び数量

備蓄品目及び数量については、男鹿市の災害備蓄物資表のとおりである。

資料編 1章-26節-1「災害備蓄物資表」

第5 飲料水、食料、医薬品の確保

1 対策

(1) 飲料水

水道事業者の支援体制による供給計画が確立されていることから、被災地以外の水源 からの搬送を基本として、市は飲料水供給に必要な非常用飲用水袋の備蓄を行う。

企業局においては、水道施設の整備と運搬に必要な給水用タンク及び運搬車両の整備 に努める。

市民は、非常時に備えて飲料水(3日分)の確保に努める。

(2) 食料

市民に非常食用の備蓄(3日分)を促すとともに、市は、地震被害想定及び県地域防災計画に基づき、発災から3日間に必要な物資の確保を目標とし、流通備蓄を基本とした供給体制の確立に努める。

(3) 医薬品

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。

市においては、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット、マスク等の感染症予防用品等の整備を行う。

(4) 防災用資機材

応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と合わせて整備充実を図り、大規模 災害による中・長期的な対応に備え、代替エネルギーシステム等の整備を検討する。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。

(5) 非常用発電機の燃料確保

市は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

(6) 受援計画の策定

災害時の応援等受入れを想定し、受援計画を策定しておく。

第6 備蓄倉庫等の整備

1 備蓄専用庫の整備

現在、市の既設公共施設や小・中学校の余裕教室を活用し、生活関連物資等の備蓄を図っているが、今後、備蓄倉庫の整備について計画的な推進を図る。

また、「再生可能エネルギー等の導入推進臨時対策基金事業」による太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入及びその活用を推進する。

2 分散備蓄の実施

保管場所は、災害時における物資の損壊、損失のリスクを少なくし、物資の迅速な輸送 対応を図るためにも、市内各地域の公共施設、備蓄専用庫等の適切な場所への計画的な分 散備蓄を推進する。

第27節 防災拠点整備計画

担	当部署	対策の概要	
■ 関	係部局		防災拠点施設等の整備
■防	災関係機関		消防本部、警察

第1 計画の方針

市は、地震災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、耐震診断及び防災点検などを実施し、地震防災上必要な改修、補強などを計画的に推進する。

また、地域の地震環境などを踏まえ、防災拠点施設等の整備について積極的な推進を図るものとし、防災上重要な施設等の整備についても積極的に推進する。

そのため、「総合計画及び国土利用計画」に基づく、都市計画、土地利用計画等、社会基盤整備の進展との調和を図り、防災的観点を主に都市基盤整備を推進する。

第2 指定防災拠点

1 指定防災拠点

市は、広域応援活動や救援物資集積の拠点となる施設について、関係機関と協議の上であらかじめ指定し、積極的な整備に努める。

市役所、若美支所、消防本部、消防署(分署含む。)、警察署、男鹿みなと市民病院、生活関連物資備蓄拠点、航空自衛隊第33警戒隊の施設、県出先機関庁舎、指定行政機関の事務所等

2 指定防災拠点以外の防災上重要な施設

各支所出張所、文化会館、男鹿市総合体育館、若美総合体育館、学校施設等、消防団器 具置場・詰所、避難所、避難場所、医療機関、福祉施設、水源施設、自主防災組織の活動 拠点、災害ボランティアの活動拠点となる施設、道の駅、その他の防災拠点となるべき施 設等

3 代替拠点施設の使用協定等による連携

大規模災害による防災拠点施設の使用不能に備え、関係機関との協定等の締結により、 代替施設、防災機能の確保等を図り、相互の防災対策への連携強化を推進する。

4 災害に強いまちづくりの形成

市は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の推進に努める。

第3 防災拠点施設等の整備促進

1 防災拠点施設等の整備

防災拠点は、各地域が交通や通信手段等の混乱などにより一時的に孤立無縁の状態に陥るような場合においても、必要不可欠な災害応急対策を講ずるための市の現場活動拠点となる。

そのため、防災活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関する広報、教育及 び訓練等の機能を持つ施設又は設備の積極的な整備に努める。

2 ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、市内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、市は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設をあらかじめ指定し、その 運用方法等とあわせて検討しておく。

3 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送される場合のほか、 市内の避難所が多数ある場合は、市においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び 出庫を行い、避難所等に輸送する施設(以下、「二次物資集積拠点」という。)を開設す る必要がある。

このため、市は、二次物資集積拠点となる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等と あわせて検討しておく。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から避難所への輸送等について、 倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定を締 結するよう努める。

- 4 各種データの保存と一元管理システム整備
- (1) 市は、住民基本台帳等の重要データに係るバックアップを確保し、各種データの破損 や紛失を防止する対策に努める。
- (2)被災者の生活再建を迅速かつ着実に促進するため、住家の被害認定をはじめ、各種証明や支援金等の支給などに関する情報を一元的に管理するためのシステムの構築や住民基本台帳等に係るデータのバックアップの確保を推進する。

5 大規模停電対策

(1) 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂 行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を 整備する。

なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- ア 非常用電源の用途及び容量
- イ 非常用電源を供給する機器の選定
- ウ 機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(2) 避難所

市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

(3) 防災拠点

市及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源等の整備を図るとともに、72時間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

(4) 福祉 · 医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

(5) 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設の施設管理者は、停電時における運用方法(対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等)を定め、職員や利用者への周知に努める。

また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第28節 緊急輸送の環境整備計画

担当部署	対策の概要
■総務企画部	□ 体制の整備、関係機関との連携
■ 産業建設部	□ 輸送路及び輸送手段等の確保
■ 市民福祉部	
■ 防災関係機関	□ 消防本部

第1 計画の方針

災害時における被害者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、 輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第2 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送道路ネットワーク

災害時に緊急車両が優先的に通行できるよう、秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」との整合性を図りながら調整に努める。

- (1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク 県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
- (2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、 港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受け入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効果的におこなうため、輸送拠点及び集積場所を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

3 緊急輸送自動車の確保

市は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

第3 航空輸送の環境整備

- 1 臨時ヘリポートの設定
- (1) 設定基準
 - ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。
 - イ 施設の周囲のうち、少なくとも $1\sim2$ 方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと。
 - ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風が発生するので、その風圧 を考慮すること。
- (2) 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポート予定地の確保に努める。

2 集積場所

空輸輸送による集積場所の確保に努める。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

第4 海上輸送の環境整備

1 港湾施設の整備

大規模な地震災害が発生した場合、避難者の海上輸送や緊急物資等の輸送終了後、被災 した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持するための整備を図る。

第29節 放射線災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	□ 体制の整備、関係機関との連携
■ 市民福祉部	□ 輸送路及び輸送手段等の確保
■ 防災関係機関	□ 消防本部

第1 計画の方針

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となってきている。県内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、経済や住民生活に多大な影響があると考えられる。そのため、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な生活を確保するため実施すべき対応について定める。

第2 環境モニタリングの強化

- 1 環境モニタリングの強化対策
- (1) 緊急時モニタリング

市は、原子力施設における事故の覚知以降、放射性プルーム*による広域汚染の状況把握のため、国・県等と連携し、環境放射能のモニタリングを強化する。

- ※ 射性物質が漏れ、大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合を言う。
- (2) 食品、水道水等の摂取制限等

市は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国県の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限、出荷の制限等必要な措置を行う。

(3)情報の収集等

市は、国・県等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集し、情報の共有を図る。

(4) モニタリング結果の公表

市は、緊急時モニタリングの結果について、速やかに市民及び関係機関に情報を提供する。

2 放射性物質に係る情報提供及び健康相談

(1) 放射性物質に係る情報提

市は、農林水産物の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

(2) 放射線に関する健康相談

市は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を 通過した者に対して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚 染の検査を実施する。